

6 生活関係

1. り災証明の郵送請求について（長田区役所）	487
2. り災証明の郵送請求について（兵庫区役所）	488
3. り災証明の発行について、義援金の交付について	489
4. り災証明書	490
5. り災届出証明交付申請書	491
6. り災者のみなさまへ（お知らせ）～再発行はいたしません！～（神戸市）	492
7. 危険建物等の解体に関する関係住民等の同意書	493
8. 倒壊危険家屋等調査書	494
9. 二次災害等の恐れのある半倒壊建物等の解体処理に関する願出について	495
10. 暮らしのかわらばん～悪質業者に注意しましょう～	496
11. 「物価と私たちの暮らし」臨時号～屋根修理の値段は？～	497
12. 兵庫県南部地震～生活福祉資金特別貸付について～	498
13. 義援金の交付について（お知らせ）	499
14. 阪神・淡路大震災により倒壊・焼失した建物の滅失登記	500
15. 震災復興特別相談所	501
16. こうべ地震災害対策広報第11号 ～阪神・淡路大震災犠牲者神戸市合同慰霊祭～	502
17. 震災ニュース9号～避難所救護センターや精神科救護所などを設置～	503
18. 兵庫県南部地震～被災者の皆さまへ～（「今週の日本」特別号）	505
19. 兵庫県南部地震～被災者の皆さまへ～（「今週の日本」特別号第2号）	513
20. 今すぐ役立つ電話番号一覧（毎日希望新聞）	521

◎ リ災証明の郵送請求について

長 田 区 役 所

被災し、市外へ避難した方や、リ災物件の関係者で市外に居住する方が、リ災証明を必要とする場合は、郵送でリ災証明書の申請、交付ができます。

○方 法 (1) 申請者はリ災証明書交付申請書に代えて、便箋等に次の事項を記載した交付請求書を作成してください。

① リ災者氏名（フリガナ、認印）

② リ災場所（建物の住所）

③ 住宅、非住宅の別。

④ 持家（自社ビル等）、借家（テナント等）の別。

*借家の場合はその所有者。

⑤ 「以上のことについてリ災証明書を請求します。」と記載し、続いて申請人の住所（郵送先）、電話、氏名を記入し認印を押印してください。

(2) (1)で作成した交付請求書を物件所在地の区役所災害対策本部へ送付してください。〔住所（郵送先）、氏名を記入した返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒がない場合は返送できません。〕

(3) 受け付けた区はリ災証明書を作成し申請人に返送します。

《 宛 て 先 》

〒653 神戸市長田区北町3丁目4番地の3

長田区役所災害対策本部 リ災証明係

り災証明の郵送請求について

2月6日から当分の間、兵庫区役所（公会堂）でり災証明書の発行を行っています。
しかし 何らかの理由により ご本人またはご家族の方がお越し頂けない場合は、郵送による取扱も行っていきます。その際は、次の方法でお願いします。

（1）申請者は便箋に次の事項を記入してください。

- 1 り災者氏名（フリカナ、認印）…世帯員全員の氏名を記入
- 2 り災場所（建物の住所）
- 3 住宅、非住宅の別
- 4 持ち家（自社ビル等）・借家（テナント等）の別
借家（テナント等）の場合はその所有者
- 5 「以上の事についてり災証明書を請求します」と書いて、続いて申請人の住所、氏名、電話番号を記入し、押印する。

（2）（1）で作成した申請書を兵庫区役所災害対策本部へ送付してください。

（3）返送用封筒及び切手はいりません。

宛て先

〒652

神戸市兵庫区荒田町1丁目21-1

兵庫区役所災害対策本部

り災証明係

り災証明書の発行について

1. 証明書発行

倒壊・焼失等の被害を受けた建物の所在地（被災地）の区役所で発行（被災地が兵庫区以外のもものは発行不可）

2. 証明の内容

建物の全壊・半壊・一部破損・全焼・半焼・水損の被害があったこと。
（設備・動産は、り災届出証明書になりますので区役所2階福利課へ）

3. 証明発行期間

平成7年2月6日（月）～当分の間（土・日・祝日・休日は除く）
受付時間は午前9時～午後5時（整理券の配付等により受付を制限することもあります）

4. 受付場所

兵庫区役所（公会堂）

5. 申請に必要なもの

印鑑（手数料は無料）

6. 発行方法

証明書は1枚しか発行しないので、提出先には原本提示で対応してください。

7. 問い合わせ先

兵庫区役所 ☎511-2111

義援金の交付について

1. 交付対象（以下の(1)～(3)のすべてに該当している場合）

- (1) 兵庫区内に住民登録または外国人登録をしている世帯
- (2) 今回の地震により死亡・行方不明または全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受けた世帯
- (3) 被害を受けた建物の所在地と住民登録または外国人登録の住所が一致していること

2. 交付金額

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 死亡者 | 一人 100,000円 |
| (2) 行方不明者 | 一人 100,000円 |
| (3) 住家（全壊・全焼・半壊・半焼） | 一世帯 100,000円 |

3. 申請受付期間

平成7年2月6日（月）～当分の間（土・日・祝日・休日は除く）

4. 申請者

- (1) 世帯主本人の申請によること。（委任状等による代理申請可能）
- (2) 世帯主本人が死亡又は行方不明の場合は、住民登録・外国人登録上の同一世帯員 他

5. 必要書類等

- (1) 申請者本人を確認する証明書（運転免許証、健康保険証他）および印鑑
- (2) 住宅被害については、り災証明書（※届出証明は不可）
- (3) 死亡被害については、埋火葬許可証、死亡診断書または住民票除票
- (4) 代理人が申請する場合には所定の委任状

6. 申請受付場所

兵庫区役所（公会堂）

7. 問い合わせ先

兵庫区役所 ☎511-2111

※ 交付基準に関する苦情・要望 日赤兵庫県支部神戸地区本部 ☎322-5194

り災届出証明交付申請書

り災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ	
り災場所	神戸市 須磨区	
り災者氏名		
届出の内容		
申請者	住所	
	り災者との関係	
	氏名	印

第 号
上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。

平成 年 月 日

神戸市 須磨 区長 印

平成7年2月

神戸市

り災者のみなさまへ（お知らせ）

再発行はいたしません！

大切に保管してください！

「り災証明書」の

☆発行は1回だけです。再発行はいたしかねます。

☆区役所・福祉事務所など神戸市役所のすべての部局で使用することができますので、大切に保管してください。

☆提出先（保険会社等）から提出を求められたときは、原本を渡さずに提示で対応してください。

☆提出先へはこの用紙もお示しください。

提出先のみなさまへ（お願い）

コピー対応でお願いします！

☆「り災証明書」の、再発行はいたしかねます。

必要な場合はコピーするなどして、原本は必ず、り災者へお返しください。

平成7年 月 日

神戸市災害対策本部 区本部長 様

危険建物等の解体に関する関係住民等の同意書

下記の建物については、倒壊の危険等による日常の生活上の重大な危険・不自由を感じているところで、早急な解体等により、これらの危険な状態を回避する事に同意し、今後、神戸市が実施する解体及び作業に起因して発生する損害等については、神戸市及び施工者に対して一切の不服を申し立てること及び争訟を提起することはいたしません。

記

解体等の対象 所在地 神戸市 区
 となる建物
 建物の名称
 所有者の住所
 所有者の氏名

平成7年 月 日

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1. 住所

氏名 _____ 印 | 7. 住所

氏名 _____ 印 |
| 2. 住所

氏名 _____ 印 | 8. 住所

氏名 _____ 印 |
| 3. 住所

氏名 _____ 印 | 9. 住所

氏名 _____ 印 |
| 4. 住所

氏名 _____ 印 | 10. 住所

氏名 _____ 印 |
| 5. 住所

氏名 _____ 印 | 11. 住所

氏名 _____ 印 |
| 6. 住所

氏名 _____ 印 | 12. 住所

氏名 _____ 印 |

No. _____

平成7年 月 日

神戸市災害対策本部 区本部長 様

建物解体願出者	住 所	神戸市 区
	氏 名	印
	連絡先 住所 電話	() -

二次災害等の恐れのある半倒壊建物等の解体処理に関する願出について

下記の建物については、倒壊等により人命の危険及びその他公共の利益に多大な損害を引き起こす恐れがあるので、解体等の処理をお願いします。

なお、当該建物の解体等の処理に関しては、所有者の同意並びに付近住民等の同意を得ており、解体等に伴う事後の紛争については、願出者と所有者及び関係住民等との間で解決し、神戸市及び施工者に対して一切の不服を申し立てること及び争訟の提起はいたしません。

記

解体等を依頼する建物 所在地 神戸市 区

建物の名称

所有者の住所

所有者の氏名

(当該建物所有者同意書)

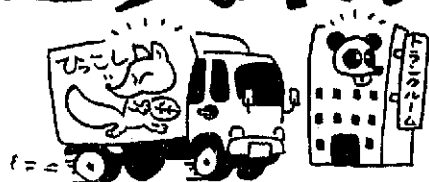
上記の建物について、解体等の処理を行うことに同意します。

なお、当該建物の解体等に関して、神戸市及び施工者に対して一切の不服を申し立てること及び争訟を提起することはいたしません。

当該建物所有者	住 所	神戸市 区
	氏 名	印
	連絡先 住所等	電話 () -

くらしのかわらばん

悪質業者に注意しましょう



見積内容・料金を
確かめてから契約
しましょう。

問い合わせ項目	問い合わせ窓口	電話番号	受付時間等
引越	(社)兵庫県トラック協会 ・東神戸地区 輸送サービスセンター ・神戸中央地区 輸送サービスセンター ・兵庫地区 輸送サービスセンター ・西神戸地区 輸送サービスセンター ・明石地区 輸送サービスセンター	(078)882-3369 (078)361-2293 (078)576-2364 (078)651-2614 (078)967-3073	9時～17時 (土日祝休み)
トランクルーム (家財道具の一時保管)	兵庫県倉庫協会	(078)331-1339	9時～17時 (日祝及び第2・第4土休み)
家庭内の水道・下水道修繕工事 (業者の紹介)	神戸市管工事業協同組合	(078)575-0961	
墓石等の応急修理 [修理内容] 墓碑(墓対仗)・墓標の建て直し [対象墓園] 神戸市立舞子・鶴越墓園 [受付期間] 2月22日～3月10日	墓石応急復旧協議会 [構成団体] ・神戸市石材業協同組合 連合会 ・コープこうべ	(078)842-3588	9時～17時(日休み)
墓石等の全般的な修理	神戸市石材業協同組合 連合会	(078)961-1821	9時～17時
契約・解約に関する相談	神戸市生活情報センター 臨時消費生活相談所	(078)361-6979 (078)371-1221	所在地:神戸市中央区福通3丁目4-3 神戸市生活学習センター内

2月21日

地震災害生活情報

第 3 号

神戸市生活情報センター
兵庫県警察本部

この度の震災にあたり、被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

「物価と私たちの暮らし」臨時号 NO.1

屋根修理の値段は？

最近の物価ダイヤルから



発行／兵庫県生活文化部生活創造課

震災の発生以来、兵庫県では生活関連物資の価格調査の実施や、電話相談などにより、価格監視を行っています。物価について皆さんからのご質問にお答えする「物価ダイヤル」には震災直後から、多くの情報や相談をいただいています。

物価ダイヤルに寄せられた問い合わせ件数のトップは「家屋の修理関係」で、「屋根のビニールシート工事に支払った金額が高すぎるのでは？」「屋根瓦工事の見積もりが妥当な値段かどうかわからない」など、屋根の工事に関するものが大半でした。瓦工事の目安となる費用は下記の通りです。複数の業者に見積書の作成を依頼するなど、納得のいく契約を心がけましょう。

<屋根工事費の目安>

- ・瓦工事
1㎡当たり15,000～20,000円
 - ・ビニールシート工事
1軒当たり50,000～60,000円
- *個々のケースにより価格は変動します
- (兵庫県瓦工事業協同組合調べ
神戸支部 ☎ 078-391-2978)

●物価ダイヤルの受け付け状況●

相談内容	件数
工事関係(瓦家屋補修)	101
日用品	38
食料品	23
不動産(家賃等)	17
交通関係	6
その他	28
計	213

(平成7年2月12日現在)

今後も価格監視を続けていきますが、疑問を持たれたときは、下記の相談窓口まで情報提供をお願いします。

相 談 窓 口

物価についての、相談・情報提供は…

- 県立神戸生活科学センター … ☎078-360-0999
- 県立東播磨生活科学センター… ☎0794-24-0999
- 県立淡路生活科学センター … ☎0799-85-0999
- 生活創造課 … ☎078-371-0033 / 078-362-4208

物価ダイヤル

(6 生 F 4 - 0 4 3 A 4)

お知らせ

兵庫県南部地震 生活福祉資金特別貸付について

1. 趣旨

今般の兵庫県南部地震により罹災した市民に対し、生活の安定を図り、当該世帯の更正に資するために特別に実施する。

2. 実施主体

社会福祉協議会

3. 貸付対象

今回の罹災により、世帯員の死亡や負傷、住居の損壊により、生活に困窮している世帯であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

4. 貸付金額

10万円とする。ただし、特に必要と認められる場合は20万円とする。

なお、特に必要と認められる場合とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯員の中に死亡者や負傷者がいるとき。
- (2) 世帯員の中に要介護者がいるとき。(介護手当受給世帯)
- (3) 世帯人員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員の中に妊産婦、学齢児童がいるとき。

5. 貸付方法及び利率

- (1) 償還期限は、据置期間経過後4年以内とする。
- (2) 利率については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年3%の利子を徴収する。
- (3) 据置期間は、貸付の日から1年とする。
- (4) 貸付回数は1世帯1回とする。

6. 必要書類等

- (1) 本人を確認する証明書(保険証・免許証・社員証等)・印鑑(又は拇印による捺印)
ただし、申込みには連帯保証人1名の署名、押印(又は拇印による捺印)が必要。

7. 申請受付

- (1) 1月27日(金)から当分の間受け付ける。(土曜日、日曜日、祝日、休日は除く)
- (2) 受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所は各福祉事務所で確認する。

8. 交付日

交付決定の翌日とする。(交付の日が金融機関の休日の場合は翌営業日)

9. 詳細問い合わせ先

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 東灘福祉事務所 ☎ 851-8430 | (6) 長田福祉事務所 ☎ 579-2305 |
| (2) 灘福祉事務所 ☎ 881-0600 | (7) 須磨福祉事務所 ☎ 731-9429 |
| (3) 中央福祉事務所 ☎ 232-4465 | (8) 垂水福祉事務所 ☎ 709-2357 |
| (4) 兵庫福祉事務所 ☎ 511-0641 | (9) 西福祉事務所 ☎ 929-0022 |
| (5) 北福祉事務所 ☎ 593-1143 | |

お知らせ

義援金の交付について

1. 趣旨

「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」（兵庫県、大阪府、神戸市、兵庫県市長会、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同基金会等15機関で構成）から兵庫県南部地震災害に対し全国各地から届けられた義援金の第一次配分を神戸市にも受けましたので、次のとおり被災者に交付します。

2. 交付対象

被災当時、神戸市内に居住していた兵庫県南部地震による被災者で、緊急度の高い死亡・行方不明の被害及び住家（全壊・全焼・半壊・半焼）の被害を受けた世帯。

3. 交付金額

(1) 死亡者	1人	100,000円
(2) 行方不明者	1人	100,000円
(3) 住家（全壊・全焼・半壊・半焼）	1世帯	100,000円

4. 申請受付期間等

- (1) 平成7年2月6日(月)から当分の間（土曜日・日曜日・祝日・休日は除く）
 (2) 受付時間は午前9時から午後5時までです。

※整理券の配付等により受付を制限させていただくことがあります。

5. 申請者・受領者

- (1) 世帯主本人の申請によります。
 (2) 世帯主本人が申請に出来ない場合は代理申請委任状により申請することができます。（申請者欄には代理人名を記入）。
 (3) 世帯主本人が死亡又は行方不明の場合は下記の方に限って申請できます。
 ①住民登録・外国人登録上の同一世帯員
 ②住民登録・外国人登録上の住所地が同一の者
 ③扶養関係等による同一生計者
 (4) (1)(2)(3)以外に死亡・行方不明の被害に対する請求については配偶者、子、父母、孫、祖父母の親族も申請できます。
 (5) 住家被害に対する請求については上記(1)(2)(3)に限ります。

6. 必要書類等

- (1) 申請に来られる本人を確認する証明書（運転免許証、健康保険証、社員証他）・印鑑
 (2) 住居被害については、り災証明（※届出証明は不可）及び住民登録・外人登録が被災住家がない場合は被災住家に居住していたことが確認できる書類の他、住民登録地の住民票
 (3) 死亡被害については、埋火葬許可書又は死亡診断書又は住民票の除票
 (4) 代理人が申請する場合については所定の委任状

7. 申請受付場所

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 東灘区管内－コープこうべ生活文化センター | (7) 長田区管内－長田区役所 |
| (2) 灘区管内－都賀川公園（上河原橋南） | (8) 須磨区管内－須磨区役所 |
| (3) 中央区管内－磯上公園内クラブハウス(入口は西側) | (9) 北須磨管内－北須磨支所 |
| (4) 兵庫区管内－兵庫区役所（公会堂） | (10) 垂水区管内－垂水勤労市民センター
（レバンテ垂水内） |
| (5) 北区本区管内－北区民ホール | (11) 西 区管内－西区役所（公会堂） |
| (6) 北区出張所管内－当該出張所 | |

(注)①被災者が居住地以外の所（市内の場合）で住民登録をしている場合は、義援金の申請手続きは居住地の区の窓口で行ってください。

②被災者が市外で住民登録をしている場合は、受取人の住民登録をしている市・町・村の日本赤十字社の窓口申請してください。

8. 詳細問い合わせ先

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 東灘区役所 ☎841-4131(代) | (6) 長田区役所 ☎579-2311(代) |
| (2) 灘 区役所 ☎871-5101(代) | (7) 須磨区役所 ☎731-4341(代) |
| (3) 中央区役所 ☎232-4411(代) | (8) 北須磨支所 ☎793-5551(代) |
| (4) 兵庫区役所 ☎511-2111(代) | (9) 垂水区役所 ☎708-5151(代) |
| (5) 北 区役所 ☎593-1111(代) | (10) 西 区役所 ☎929-0001(代) |

阪神・淡路大震災により 倒壊・焼失した建物の滅失登記

建物が倒壊等により滅失したときは、滅失登記がなされますが、これは、原則として、建物の所有者からの申請に基づきなされることとなっています。

しかし、この度の阪神・淡路大震災で倒壊又は焼失した建物の滅失登記については、被災者の負担軽減等を図るため、法務局が次の方法で調査を行ったうえで、相当と認められる場合には、申請がなくても滅失の登記をすることになりました。

この作業を円滑に進めるため、皆様方の御協力をお願いします。

《実施区域》

神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・川西市・明石市及び淡路地区（1市10町）の内、建物が全壊・全焼した地域を中心にした区域。

《実施期間》

およそ、平成7年8月から平成9年3月まで。

《調査》

滅失した建物の調査は、法務局が（社）兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託して行います。

《通知》

建物の滅失登記を行ったときは、その旨をその建物の所有者（登記簿上の所有者）に通知します。

《問合せ先》

〒650

神戸市中央区波止場町1-1

神戸地方法務局滅失登記総括班

☎078(392)0071(直通)

神戸地方法務局

震災復興特別相談所

- ◎ と き
10月20日(金)午前10時～午後4時
- ◎ と ころ
「兵庫区役所」地下1階公会堂
(神戸市兵庫区荒田町1-21-1)

震災復興特別相談所を開設します

被災者の方の生活が安定するにつれて生じる各種の問題について、「住宅復興」を中心に、住宅・建築・登記・融資・税金・法律などの各種相談や、国・県・市の仕事に関する行政相談をお受けします。
[無料・秘密厳守]

参加予定機関

神戸地方法務局
大阪国税局税務相談室神戸分室
兵 庫 県
神 戸 市
財団法人 法律扶助協会兵庫県支部（弁護士）
近 畿 税 理 士 会
兵 庫 県 司 法 書 士 会
兵 庫 県 土 地 家 屋 調 査 士 会
建 築 士
社 会 保 険 労 務 士
行 政 相 談 委 員
総務庁兵庫行政監察事務所

《主 催》 総務庁兵庫行政監察事務所 (電) 078-331-9096
神戸地区行政相談委員協議会



阪神・淡路大震災犠牲者 神戸市合同慰霊祭

この度の震災により、神戸市内で犠牲となられた方々の合同慰霊祭を次のとおり執り行います。

- 【日時】 3月5日(日)午後2時～
- 【場所】 神戸文化ホール(中央区楠町4-2-2)
地下鉄「大倉山駅」下車すぐ北
神戸高速「高速神戸駅」東口から徒歩約10分
JR「神戸駅」から徒歩約10分

【主催】 神戸市

- ・服装は平服でお越しください。
- ・慰霊祭は無宗教にて執り行います。
- ・葬儀ではありませんので、ご供花、ご供物、ご香典などは辞退申し上げます。
- ・ご遺骨、お位牌(いはい)、ご遺影などの安置場所は、会場の都合上ご用意できません。ただし、各自でお持ちいただいたままご参列されることは差し支えありません。
- ・駐車場はありません。下記公共交通機関のご利用をお願いいたします。

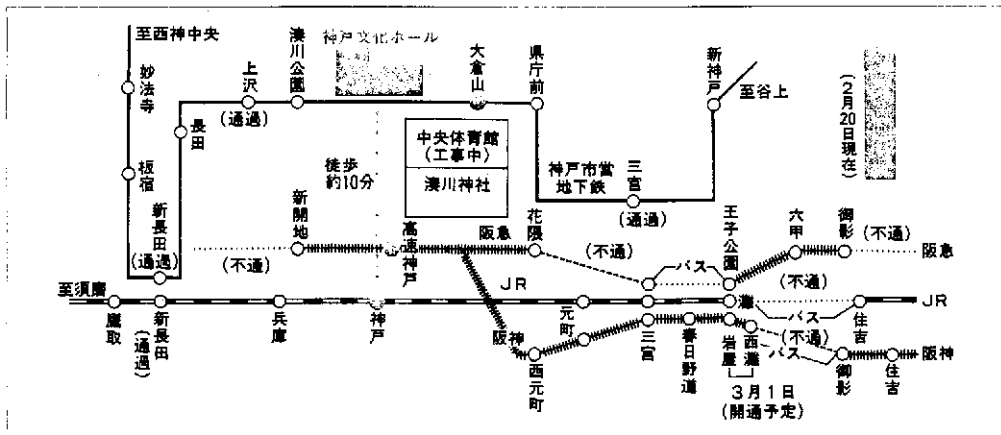
【記帳について】

- ・会場で記帳用紙をお渡しします。〈ご住所〉〈ご芳名〉を記載のうえ記帳箱にお入れください。
- ・記帳名簿として編さんし、大切に保管させていただきます。

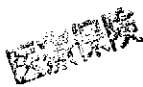
【献花について】

- ・式典(午後2時30分ごろ終了予定)に引き続いて、ご参列の方全員に献花をしていただきます。
- ・お花は会場内でお渡しします。
- ※参列者多数の場合、献花に相当の時間を要することも考えられます。
当日は式典終了後午後7時まで、翌6日も午前9時から午後7時まで会場にて、献花と記帳を受け付けいたします。
- 諸般の事情により、ご遺族の皆様方に直接ご案内できませんことをご了承ください。

◆問い合わせは、市長室秘書課(☎322-5006)へ。



※各交通機関については、復旧状況に応じて変更することがあります



今回の震災で 健康保険証を 無くした人へ

【医療機関では保険扱いで受診できます】

氏名・生年月日・住所(社会保険の場合は勤務する会社名)および保険の種類(国民健康保険・退職者医療・老人保健など)を申し出れば、保険扱いで受診できます(県外でも同様)。

【国民健康保険証を再発行します】

印鑑と運転免許証など本人であることを確認できる書類を持って(無ければその旨申し出てください)住所地の区役所、支所へ。

【医療機関に支払う一部負担金の支払猶予】

被災された方の住家が全半壊等、または主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負われた方については、2月末まで一部負担金および入院時食事療養の標準負担額が支払猶予されますので、医療機関に申し出てください。

◆問い合わせは、各区役所・支所の国民健康保険係か保険年金課(☎271-8964)へ。



保険料が 免除になります

▶対象者＝自宅が全半壊・全半焼した人および勤務先の被害により、所得が

激減した人


▶申請方法＝印鑑(母印でも可)を持って、下記へ。口座振替をしている人は、1月分の納付書を、後日送付する予定ですが、免除を希望する人は同封の免除申請はがきに必要事項を記入のうえ、返送してください(1月分の口座振替は行っていません)

※所得制限により障害基礎年金・老齢福祉年金が支給停止となっている人についても、届出をしたら、年金が支給される場合があります

※年金受給者の現況届(対象者は1～3月生まれの人)は、4月末までに提出してください

◆問い合わせ・申請・届出は、最寄りの区役所国民年金係、支所、出張所へ。

(表面)



発行／兵庫県広報課

兵庫県災害対策本部からのお知らせ

震災ニュース

9号 保存版

(平成7年2月23日発行)

— 体や心の悩みにお応えします —

避難所救護センターや 精神科救護所などを設置

避難所での厳しい生活も、はや40日を迎えるとしています。

お互いの温かい思いやりのなかで、日々を懸命に生きる被災者の皆さんにとって、震災による肉体的、精神的な打撃ははかり知れないものがあるでしょう。また、将来への見通しなど、新たな心配事も生じてきているのではないのでしょうか。

震災によるショックの影響は、時間の経過とともに抑うつなどの形で出てくるとの専門家の指摘もあります。この際、悲しい体験などを人に語る事が大切で、悲しみを先送りするのはかえって抑うつ状態を長期化させることもあるそうです。

兵庫県では、こうした被災者の皆さんの体や心の悩みに応えていくと、9カ所の避難所に救護セ

ンターを開設して一時医療や巡回診療を実施しているほか、15の保健所に精神科救護所を設置するなど、健康・医療面でのケアを積極的に行っているところです。

また、県立女性センターでは専門のカウンセラーによる相談窓口を設け、各避難所には、避難所緊急パトロール隊が定期的に巡回していますので、ご意見やご要望をどしどしお聞かせください。

これからは、復興に向けた取り組みもますます本格化してきますので、体や心の健康にくれぐれも気を付けて、新しい生活にお備えください。

今後の復興活動の支えとなるのは、被災者の皆さん一人ひとりの“豊かなふるさとづくり”にかける情熱なのです。

●避難所救護センター

救急対応、流行性疾患の早期治療、乳幼児などの健康管理などを実施、症状によっては専門医療機関への転送や後送もします▶開設場所＝神戸市…宮本公園（中央区宮本通3 ☎030(62)96464）、野奇公園（東灘区西岡本3 ☎030(62)96470）、浜田公園（灘区浜田町2 ☎078(842)3272）、久遠寺（兵庫区門口町4 ☎078(851)6509）、県立文化体育館東側（長田区蓮池町1 ☎078(612)9738～9）▶西宮市…安井小学校グラウンド（安井町1 ☎030(62)39990）▶芦屋市…芦屋（松浜）公園（浜芦屋町5 ☎0797(31)4262）▶北淡町…北淡東中学校（富島240 ☎0799(82)0071）、育波公民館（育波1554 ☎0799(84)0902）▶診療時間は、各センターにお問い合わせください

●精神科救護所

震災による精神的ショックや心の悩みについての相談や通院されていた人への服薬処置などを行います

▶開設場所＝神戸市…東灘保健所（東灘区住吉東町2 ☎078(841)4131）、灘保健所（灘区岸地通1 ☎078(881)0500）、中央保健所（中央区雲井通5 ☎078(332)4411）、兵庫保健所（兵庫区荒田町1 ☎078(511)2111）、長田保健所（長田区北町3 ☎078(579)2311）、須磨保健所（須磨区中島町1 ☎078(731)4341）▶尼崎市…中央保健所（東難波町4 ☎06(481)8601）、北保健所（栗山町2 ☎06(429)7001）、東保健所（常光寺1 ☎06(401)5515）、西保健所（大庄西町3 ☎06(416)0171）▶西宮市…西宮保健所（江上町3 ☎0798(26)3666）▶芦屋市…芦屋保健所（公光町1 ☎0797(32)0707）▶宝塚市…宝塚保健所（小林3 ☎0797

(72)0054）▶伊丹市…伊丹保健所（千僧1 ☎072(83)1231）▶津名町…津名保健所（志筑110 ☎0799(62)0181）▶開設時間＝各救護所により異なります（土・日可）▶精神科救護所に関する問い合わせ＝県地域保健課 ☎078(362)3263

●避難所での巡回健康相談

避難所や家庭を巡回し、母子及び老人を中心に健康相談や訪問指導を行っています。また、被災者の栄養状態改善のため栄養士が避難所をおおむね3日に一度巡回する巡回栄養相談も実施しています▶内容＝かぜ、便秘、下痢などの症状改善や高血圧、糖尿病などの慢性病のアドバイス、地域での商品入手の情報提供など▶巡回地域＝西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、津名郡▶問い合わせ＝各市町の管轄保健所へ。

●心の相談

被災を受けた人の心の悩みにカウンセラーがお応えします▶場所=県立女性センター(神戸市中央区東川崎町1)神戸クリスタルタワー8階☎078(360)8551▶受付時間=月~金曜日...午前9時~午後7時▶土曜日...午前9時~午後5時▶電話相談のみ

●県立病院でのアトピーなどの診察

次の各病院で診察を受けられます▶尼崎病院☎06(482)1521▶塚口病院☎06(429)5321▶加古川病院☎0794(23)0001▶淡路病院☎0799(22)1200▶柏原病院☎0795(72)0524▶こども病院☎078(732)6961▶診療日時などは各病院へお問い合わせください。

●食物アレルギーの相談と食材

▶相談窓口=被災地域の各保健所、アトピッ子地球の子ネットワーク☎03(5228)3337(火~金曜日の午前10時~午後5時)▶食材の無料配布=神戸市...神戸日赤病院(中央区)☎078(341)4572、東神戸病院(東灘区)☎078(841)5731、板宿病院(長田区)☎078(611)3681▶西宮市...スクールすばる☎0798(64)5829、出原クリニック☎0798(66)5118▶尼崎市...尼崎医療生協病院☎06(436)1701▶加古川市...加古川市民病院☎0794(32)3531▶食材の種類や診療日時は各病院などにお問い合わせください。

●アレルギー食品の情報提供など

ボランティアの有志がアレルギー食品の情報提供や食材の直送を行います▶問い合わせ=「健らいと」☎075(701)3620▶時間=月~金曜日...午前9時~午後6時▶土曜日...午前9時~午後3時

●難病相談

▶兵庫難病患者等災害支援センター(県難病団体連絡協議会と胆道閉鎖症の子供を守る会関西支部連絡会)▶難病、慢性疾患患者の医療、生活、福祉などの相談に応じます▶住所=神戸市須磨区竜が台6▶

●神戸市民の被災者を対象とした雇用促進住宅の第2次入居者募集▶募集戸数=神戸市長田区、明石市、姫路市内などの406戸▶入居期間=6カ月(その後6カ月を限度に更新可)▶家賃=無料(光熱水費、共益費は入居者負担)▶申込期間=2月25日~27日の午前10時~午後4時▶先着順ではありません▶申込場所=旧神戸公共職業安定所庁舎3階(神戸市中央区相生町1)▶問い合わせ=兵庫雇用促進センター(神戸市中央区明石町48)☎078(333)7635)●神戸市内に臨時公共職業安定所を緊急開設 被災に伴う雇用保険の特例給付業務を専門に行う「緊急雇用保険サービスセンター」を開設しました▶対象=神戸公共職業安定所(三田出張所管轄を除く)と灘公共職業安定所の管轄する事業所並びに雇用保険の受給者▶業務内容=被災で休業や離職を余儀なくされた雇用保険の被保険者に係る離職に関する届け出の提出・受理・離職票の交付、受給資格の決定、失業の認定▶受付時間=午前9時~午後5時(月~金)

相談時間と電話番号=午前9時~午後5時(月~金)は☎078(322)1878、午後5時~午後9時(月~金)と午前9時~午後9時(土・日)は☎078(791)9077▶兵庫県難病相談センター(県立尼崎病院8階)▶医療相談、福祉面や日常の療養生活に関する相談、病院の紹介などに専門医師や専任相談員が対応▶住所=尼崎市東大物1▶相談時間=午前9時~午後5時15分(月~金)▶電話相談=☎06(482)7205または06(482)1521の内線795へ▶個別面接相談も実施。ただし、専門医師による医療相談は電話予約が必要です。

●透析患者・腎臓病患者のための生活・福祉相談

透析や腎臓病で悩んでおられる方々や家族の皆さんの医療、生活、福祉などの相談に、医療ソーシャルワーカーや専門家が応えます▶相談時間=午前10時~午後4時(月~金)▶電話または来所による相談を実施▶相談窓口=兵庫県腎友会事務局(神戸市中央区北長狭通5 中尾ビル2階)☎060120(516)222)

●糖尿病相談

療養や医師の紹介などの相談に応じます▶受付時間=午前10時~午後4時(月~金)▶相談窓口=県立総合リハビリテーションセンター(神戸市西区曙町1)070☎078(927)2727、FAX078(925)9203▶土・日及び時間外は電話相談のみ神戸市北保健所☎078(593)1141、FAX078(594)0934へ。

●てんかんをもつ人への救護所

薬の提供、医療アドバイス、生活相談と助言などを行っています。救護所の専門医が不在のときもありますので、必ず事前にお確かめください。相談は秘密を厳守します▶受付時間=午後1時~午後5時(上・日可)▶場所=JEA支援センター(神戸市中央区坂口通2 兵庫県福祉センター2階)☎078(271)1600、FAX 078(271)1587)

▶開設場所=旧神戸公共職業安定所庁舎(中央区相生町1)☎078(360)1560)

●熱帯魚用ヒーターでの風呂の湯沸かしは危険です! 感電、火傷、火災などにつながる危険がありますのでお止めください。(通産省)

●被災者の「こころのケア」シリーズ6

《災害の後の生活ではどんなことに注意が必要でしょうか?》日常生活では、次のようなことに気をつけましょう。
★あなたの時間を大切にしましょう
○ときには、ゆっくりできる自分の時間をもちましょう
○家族と過ごす時間を大切にしましょう
★生活のリズムに注意しましょう
○お酒や菓の飲み過ぎに注意しましょう
○休息や睡眠時間をたっぷりとりましょう
○活動的になりすぎないように気をつけましょう
※心の悩みについては、お気軽に精神保健センター☎060120(78)4976またはおもて面の精神科救護所へご相談ください。

兵庫県南部地震 被災者の皆さまへ

平成7年(1995年)

2月4日(土)発行

兵庫県南部地震で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。不自由をしいられている被災地の皆さまが、一刻も早く平常の生活を取り戻していただけるよう、政府は、非常災害対策本部を設け、緊急援助に取り組むとともに、一日も早い復興に向けて全力をあげています。

各省庁では、数々の地震関連対策を行っていますが、その中から、被災者の方々の日々の生活を援助するための施策、受験生の皆さまへのお知らせ、事業所・事業主の方々への支援などを中心に、緊急援助のあらましを取りまとめました。どうぞご利用下さい。(目次は8面に掲載)

厚生省

災害弔慰金などの支給について

●災害で亡くなった方の遺族の方へ
遺族の方(配偶者、子、父、母、孫、祖父母)には、「災害弔慰金」(生計維持者の方の死亡の場合最高額500万円、その他の方の場合最高額250万円)が支給されます。

●災害により重度の障害を受けた方へ
重度の障害(四肢失用、要介護介護、両上肢の機能以上切断等)を受けた方には、「災害障害見舞金」(生計維持者の方の場合最高額250万円、その他の方の場合最高額125万円)が支給されます。

●災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方へ
負傷等を受けた方は、「災害援護資金」(貸付限度額350万円、償還期間10年、年利3%)の貸付を受けることができます。(所得制限があります)

詳しくは、最寄りの市(区)役所、町役場へ。

小口資金貸付制度について

被災者の方々の当面の生計費をご利用できるローンです。

- ・金額 一世帯 10・20万円以内
- ・金利年3% (1年間は無利子)
- ・償還期間 5年以内
- ・受付は最寄りの社会福祉協議会へ(問い合わせ先)

兵庫県社会福祉協議会
神戸市中央区坂口通 2-1-18
兵庫県福祉センター内
電話078-242-4633

大阪府社会福祉協議会
大阪府中央区中寺 1-1-54
大阪社会福祉指導センター
電話06-762-9471

避難所救護センターの設置について

被災者の方々に医療を提供するため仮の避難所救護センターを開設しています。(1月28日現在)
(○印は24時間診療活動中の施設)

▽神戸市東灘区 (31)

- 御影北小、御影小、御影中、○御影高、御影公会堂、○住吉小、住吉中、甲南小、○甲南大、○本山第一小、○本山第二小、○本山第三小、本山南小、本山南中、魚崎小、○魚崎中、○福池小、○東灘小、深江見附住宅、神戸商業高、○本庄中、○本庄小、野密公園、赤塚山高、神戸大附属小・中、住之江公民館、灘高、東灘体育館、神戸商船大家、御影工業高、酒が塚小、▽灘区 (22)
- 高砂小、○大甲小、○灘小、成徳小、○西郷小、徳井会館、福住小、柳田小、○塚田小、西灘小、青陽東養護学校、○浜田公園、○ことぶき公園、鳥飼子中、上野中、灘区民ホール、王子スポーツセンター、西灘保育所、榎原会館、神戸高、長瀬中、テイホーム六甲、▽中央区 (28)
- 釜釜小、小野西小、○春日野小、○宮本小、養合総合会館、○三宮小、○磯小、神戸西遊山小、○山の手小、○中央区役所、○下山手小、神戸生田中、楠中、若菜小、萱中、筒井台中、下山手市営住宅、八雲老人いこいの家、養合保育所、灘川多聞小、弁護士会館、山手文化会館、旭中央住宅、養合中、養台高、上筒井小、北野小、兵庫県福祉センター、▽兵庫区 (14)
- 水木小、灘川中、兵庫中、兵庫工業高、神港高、久遠寺、○荒田小、○兵庫勤労市民センター、平野小、会下山小、東山小、明鏡小、大開小、鶴越小、▽長田区 (28)
- 五位ノ池小、高取台中、○夢野台高、兵庫高、長田小、長田高、○長田区新竹台、蓮花小、県立文化体育館、御蔵小、神楽小、真野小、真鍋小、駒ヶ林中、長楽小、西神戸朝鮮学校、青英高、長田公民館、池田小、長田工業高、宮川小、志里池小、大橋中、刈旗中、二葉小、名倉小、長田勤労市民センター、西代中、▽須磨区 (11)
- 大黒小、○板宿小、東須磨小、太田中、鷹取中、○須磨区役所、須磨高、若宮小、マリスタ、飛松中、北須磨小、▽西宮市 (5)
- 安井小、香蓮園小、大社小、大社中、中央体育館、▽芦屋市 (6)
- 芦屋公園、楠道小、市役所、橘道中、岩園小、芦屋高

編集協力

総理府／平成七年兵庫県
南部地震非常災害対策本部

「今週の日本」特別号

政府各省庁の緊急対策の内容

精神科救護所を開設

マ宝塚市(5)
宝塚市立スポーツセンター、西公民館、
宝塚市立東公民館、光明小、宝塚第一小
マ宝塚(5)
北茨中、育徳小、新島小、浅野小、町
民センター
マー壱町(1)
郡家老人福祉センター

保険診療の取扱いについて

被災者の皆さまが保険による診療を受けることができるようにしました。

1 被保険者証・健康手帳等を医療機関で提示できない場合には、氏名、生年月日及び住所(被用者保険の被保険者等の場合は被保険者の勤務する事業所名)を申し付けることにより受診できるようにしました。また、老人医療受給対象者については、これらに加え、可能な限り、被用者保険もしくは、国保のいずれの加入者であるかを申し出てください。(65歳以上70歳未満の方で村町長が障害認定を受けた方については、その旨も申し出てください)。なお、生活保護の被保護者その他の公費負担の医療を受けておられる方は、医療機関にその旨を申し出てください。

2 災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者等であって、(1)住家の全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災をした旨または(2)主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った旨を申し出た方については、2月末日まで、一部負担金及び入院時食事療養費に係る標準負担額の支払いを猶予します。

健康保険料等の納付期限の延長について

兵庫県南部地震により被災された事業主

建設省

住宅金融公庫の災害復興住宅貸付

住宅金融公庫では、今回の兵庫県南部地震により住宅に被害を受けた皆さまに対して、特に受付期間、金利、手続等において有利な条件で住宅建設・購入・補修資金のご融資の受付を行っております。さらに、現在ご返済中の公庫融資についても返済期間の延長・払い込み期間等を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

概要は次のとおりです。

○災害復興住宅融資

■融資の受付 受付中(災害発生の日から2年間)

■金利 年4.15%

■融資条件 (木造住宅の場合)

・建設資金

融資額1,690万円

(土地取得費含む)

返済期間25年以内

・補修資金

融資額880万円

(敷地費含む)

返済期間20年以内

※融資額・返済期間は構造等によって異なります。

■借付期間

建設・購入資金は3年間、補修資金は1年間、元金を据置くことができます。(据置期間中は利息のみの払い込みとなります。)

なお、激甚災害地域で住宅に5割以上の被害を受けた場合、据置期間中の金利は年3%となります。

※激甚災害地域(平成7年2月2日現在)

等及び健康保険任意継続被保険者等の保険料の納付について、納付期限を延長します。また、申請により納付の猶予を受けられます。詳しくは最寄りの社会保険事務所へご相談ください。

精神科救護所の開設について

被災者の皆さまのために、兵庫県が神戸市等4市の次の保健所に「精神科救護所」を開設いたしました。専門の医師等が常機しております。お気軽にご相談ください。

○中央保健所 電話078-232-4411

○長田保健所 電話078-691-5121

○灘保健所 電話078-871-5101

○東灘保健所 電話078-841-4131

○兵庫保健所 電話078-511-2111

○西宮保健所 電話0798-26-3666

○芦屋保健所 電話0797-32-0707

国民年金の保険料免除について

災害を受けた国民年金の被保険者で保険料の納付が困難な方は、市町村の窓口へ申請すれば保険料の滞りが免除されます。なお、届出が遅れた場合であっても平成6年12月分から免除されますので、遅く着いてからお住まいの市町村の国民年金担当窓口へご相談ください。

年金住宅融資の償還猶予について

年金住宅融資を受けている方は、本人の申し出により、被災状況に応じ償還が1~3年間猶予され、また、その間の貸付金利も0.5%~1.5%軽減されます。年金貯蓄事業団(東京都豊島区1-4-1(日土地ビル)電話03-3502-2481)もしくは、融資の申し込みをされた年金福祉協会等へご連絡ください。

兵庫県:神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、(鎌倉郡) 鎌倉町、淡路郡、北淡町、一宮町、東灘町、五色町 (三原郡) 西原町、三原町
大阪府:豊中市、大阪市、池田市、吹田市、狭山市

○ご返済中の公庫融資の条件変更
住宅の復旧に相当の費用が必要な場合や収入が著しく減少するために、被災後の収入月額が毎月の返済金の4倍以下又は世帯人員に61,000円を乗じて得た額以下となられる方はお申し出により、被災の種類に応じ返済方法の変更を行いますので、現在ご返済中の公庫業務取扱金融機関(被災によりお申し出を受けることができない場合は同じ金融機関のほかの業務取扱店)にご相談ください。

〈返済方法の変更〉

・1~3年の返済金の払い込みの据置

・据置期間中の利率時低下(0.5%~1.5%引き下げられます)

・1~3年の返済期間の延長

〈問い合わせ先〉

「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関及び住宅金融公庫大阪支店

住宅金融公庫 大阪支店

〒541 大阪市中央区

南本町4丁目5番20号

住宅金融公庫・住友生命ビル

電話 06-281-9270

テレホンサービス電話 06-281-9295

FAXサービス

大阪 電話 06-241-0733

東京 電話 03-5689-5311

もご利用いただけます。

FAXサービス利用方法:

カゼ、インフルエンザの予防について

○普段の生活のときは、以下のようなことに心がけます。

①睡眠を十分に取る。②栄養と水分を摂る。③身体が冷えないようにする。④手を清潔にする。⑤うがいをする。⑥マスクをする。⑦部屋の空気を入れ替え、きれいにする。

○しかし、群衆生活においては、以上のようなことが必ずしも可能ではありません。そこで、例えば寒気については、①レトルトや冷凍野菜、野菜・果物ジュースなどの利用を考慮したり、②暖房ができない所では、できるだけお湯を使った湯かきを擦るよう心がけましょう。

○また、たくさんの方が避難生活をしなければならぬ場所なので、できるだけ部屋の換気を心がけましょう。

○食事の前、用便の際は、できるだけ消毒薬やウエットティッシュなどにより手を清潔にするよう心がけましょう。

○飲み水には、十分注意しましょう。わき水やたけのこ水は絶対に飲まないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

○古い食べ物、食べないでください。

お手持ちのFAXからダイヤルし、利用案内の後に次のコード番号と「#」を入力してください。

コード番号:

007 「災害復興住宅金融貸付」

008 「返済中の方へのお知らせ」

なお、住宅金融公庫神戸相談所でもご相談をお受けたいしておりますので併せてご利用ください。

住宅金融公庫神戸相談所

兵庫県不動産会館内

(JR元町駅から徒歩西へ300メートル)

電話 078-341-5322

住宅に関する総合相談窓口

下記の機関では、被災者の皆さまからの住宅に関するご相談を、電話にて受け付けております。お気軽にご利用ください。

(兵庫県)

被災住民に対する総合住宅相談所

直通 078-362-5219

(大阪府)

兵庫県南部地震大阪府住宅相談室

代表 06-941-0851 内線4300~4303

直通 06-942-4701

(大阪府)

都市整備局地震対策住宅相談窓口

直通 06-208-9657

06-208-9658

06-208-9659

(相談内容)

・公共の応急住宅への入居に関する情報

・民間住宅への入居に関する情報

・住宅の修繕など建設業者に関する情報

・住宅の建設や修繕に対する融資制度に関する情報

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

・その他

被災地以外の
公営住宅等への入居

各都道府県の協力により、全国にある公営住宅等の空家を一時的に被災者の皆さまの居住の場として提供します。入居をご希望される方は、下記にお申込みください。

(連絡先)
被災者用公営住宅等臨時支援センター
・電話06-945-2832
・受付時間
9:00~20:00
・期間
平成7年1月27日より当分の間(土、日、休日も受付)

労働省

雇用促進住宅の一時的提供
について

雇用促進事業団設置の兵庫県及び近畿府県にある雇用促進住宅約1700戸を被災者の一時的居住の場として提供します。お問い合わせは兵庫県雇用促進センター(電話0794-31-2516)まで。

運輸省

宿泊施設の確保

被災者の方々が暫く利用できるホテル・旅館等の宿泊施設について、観光関係5団体共同による相談・紹介の総合窓口「被災者お泊まり相談センター」が設置され、電話による相談・紹介サービスが行われております。
被災者お泊まり相談センター
電話 06-344-8583
受付時間 月~土 10:00~17:00
(日曜日・祝日を除きます)
実施期間 2月末までを予定。

大蔵省

金融機関等における取扱い

銀行、保険会社などの金融機関では、被災された皆さまのため、預金の簡便な払戻しや保険金の簡易迅速な支払などが実施されています。

郵政省

郵便貯金及び簡易保険等の
非常取扱いについて

兵庫県南部地震で郵便貯金通帳・証書、保険証書等を無くされた方々のために、次のとおり非常取扱いなどを行っておりますので、速速にご相談ください。

- 1 非常取扱い
(1)取扱郵便局
兵庫県下の郵便局、大阪市、豊中市、和田市、吹田市、美原市の郵便局
(2)取扱期間
平成7年2月16日まで
(3)取扱内容
ア 郵便貯金の通帳・証書、印章を無くされた場合でもご本人であることが確認できれば、20万円までお支払いしております。
イ 郵便貯金、郵便振替の証書、印章を無くされた場合でも、ご本人であることが確認できれば、10万円までお支払いしています。

また、証券会社では、預り金などの簡便な払出しなどを行っています。なお、各金融機関では災害関係融資が実施されています。

- (問い合わせ先)
銀行関係
近畿財務局理財部金融第1・2課 (電話06-949-6369-6370)
神戸財務事務所理財課 (電話078-391-6943)
大阪銀行協会よろず相談所 (電話06-942-1371)
近畿地区信用金庫協会 (電話06-942-1651)
生命保険関係
近畿財務局理財部金融第3課 (電話06-949-6371)
神戸財務事務所理財課 (電話078-391-6943)
生命保険協会関西支部 (電話06-362-9674)
損害保険関係
近畿財務局理財部金融第3課 (電話06-949-6371)
神戸財務事務所理財課 (電話078-391-6943)
日本損害保険協会
フリーダイヤル 0120-107809
もしくは各銀行・保険会社
証券関係
近畿財務局理財部証券課 (電話06-949-6367)
神戸財務事務所理財課 (電話078-391-6943)
又は日本証券業協会大阪地区協会 (電話06-223-1052)
もしくは各証券会社
一定の場合、政府系金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融公庫)より、低利融資が実施されており、また実情に応じて居住費の返済猶予にも応じています。

- (問い合わせ先)
近畿財務局理財部金融第2課 (電話06-949-6370)
国民金融公庫神戸支店 (電話078-341-4981)
中小企業金融公庫大阪支店 (電話06-345-6240)
商工組合中央金庫神戸支店
ウ 保険証書・領収票、印章を無くされた場合でも、ご本人であることが確認できれば、保険金・貸付金の即時払及び即時取得保険料の即時払のお取扱いをしております。
注1 保険金・貸付金の即時払については、全国の郵便局でお取扱いをします。
注2 貸付金の貸付利率は、年利3%で1年預借用します。
2 貯金通帳等の再発行
貯金通帳、キャッシュカード等を無くされた方々には、再発行のご請求を受け付けております。
3 郵便貯金相談コーナーの開設
被災者の方々の郵便貯金に関するご相談にお応えするため、郵便局に「郵便貯金相談コーナー」を開設しております。

- (1)ご相談にお応えする内容は、
① 非常取扱いの内容や手続き。
② 通帳・証書の再発行の手続き。
③ ゆうゆうローンのご利用など当座の生活資金の確保等に関するご相談です。
(2)開設郵便局等
神戸中央郵便局、兵庫郵便局、長

- (電話078-391-7541)
3 機関合同災害対策融資相談窓口
明石地区 明石商工会議所 (電話078-911-1331)
尼崎地区 尼崎中小企業センター (電話06-488-9501)
洲本地区 洲本商工会議所 (電話0799-22-2571)
環境衛生金融公庫
国民金融公庫及び商工組合中央金庫の各支店
住宅金融公庫
神戸相談所 (電話078-341-5322)
大阪支店サービス相談室 (電話06-281-9270)

税関の取扱いなどについて

一定の場合、損傷貨物の戻税等の減税・戻し税及び救済物資の戻税等の免税措置が受けられます。なお、被災に伴って、税関手続に関して緊急に相談を要する貿易業者等のために、以下の相談窓口を設け、休日も応じています。(問い合わせ先)
神戸税関 (電話078-333-3100) (平日)
(電話078-333-3086) (休日)
大阪税関 (電話06-576-3006) (平日)
(電話06-576-3313) (休日)

国税庁

国税の申告、納付の期限延長など

兵庫県南部地震により多大な被害を受けた以下18府県の納税者は、地震が起きた平成7年1月17日以降に到来する国税に関する申告、納付等の期限が延長されました。その結果、平成7年3月の確定申告の期限が延長されることになります。(以下) 豊中市(兵庫県) 神戸、尼崎、明石、西宮、洲本、芦屋、伊丹、宝塚、三木、川西の各市、津名郡津名、淡路、北淡、一宮、東播、五色の各町、三原郡西淡町
なお、その他の地域において、今回の地震で被害を受けられ、期限までに申告や納税などができない納税者も、申請により申告等の期限の延長を受けることができます。このほか、一定の場合、税の軽減・免除や納税の猶予等の救済措置があります。(問い合わせ先)
最寄りの税務署又は大阪国税局税務相談室 (電話06-945-0030)

- 田郵便局、須磨郵便局、須磨北郵便局、垂水郵便局、神戸西郵便局、明石郵便局、洲本郵便局、灘郵便局、東灘郵便局、芦屋郵便局、西宮郵便局、西宮東郵便局、尼崎郵便局、尼崎北郵便局、宝塚郵便局、川西郵便局、伊丹郵便局、神戸北郵便局、大阪中央郵便局、豊中郵便局、豊中市郵便局、神戸貯金事務センター、大阪貯金事務センター
(3)取扱期間
平成7年2月末日まで
(4)取扱時間
午前9時から午後4時まで

郵便物の料金免除等のお知らせ

被災された皆様から安否の連絡等のために差し出される郵便物の料金免除を実施中です。また、被災された皆様への郵便業者の無償交付も行っております。詳しくは、お近くの郵便局又は配達に向う職員等にお尋ねください。

特別扱いで預貯金を払戻し

国税の申告、納付期限を延長

物価監視にパソコン通信を活用

経済企画庁

物価ダイヤル等活用を

経済企画庁では、消費者からの物価に関する苦情、問い合わせなどに適切に対応していくため、物価ダイヤル、物価ファックスを設置しています。また、兵庫県南部地震に伴い情報収集を強化していくため、新たにパソコン通信の電子メールによる受付も開始しました。

今回の地震の影響による物資の需給・価格動向などについて、消費者のみならず、事業者からの意見、お問い合わせなどお待ちしております。

経済企画庁物価ダイヤル、物価ファックス、物価電子メールの利用方法は次の通りです。

- 経済企画庁物価ダイヤル 電話03-3581-9999
 - 経済企画庁物価ファックス F A X 03-3581-0517
 - 経済企画庁物価電子メール 物価情報をパソコン通信の電子メールで受け付けています。 ネットワーク名 受付1D ニフティサーブ S H B 00606 P Z A 68124
- また、被災地及び周辺地域の関係自治体でも、消費者からの物価に関する苦情、問い合わせなどに適切に対応していくため、物価ダイヤルを設置しています。

- 兵庫県物価ダイヤル 電話078-371-0033
- 神戸市物価110番 電話078-331-2511
- 大阪府物価110番 電話06-944-6644
- 大阪市物価ダイヤル 電話06-208-7357

資源エネルギー庁

都市ガスの二次災害防止について

都市ガスは、二次災害防止のため被災地を中心として供給が停止されています。安全のために、次の点にご注意ください。

- ガス会社の社員が点検を行うまでは、ガス栓、器具栓、メーターガス栓を全部閉めてください。
- ガス会社の社員が設備を点検し、安全を確認するまでは、絶対にガスを使わないでください。

消防庁

火災の再発防止

被災地における水道や電気、都市ガスなどのライフラインの復旧にあたっては、各機関が協力して取り組んでいます。都市ガスについては、ガス漏れなどによる二次災害の防止に留意しながら、ガス事業者と消防機関が連携して復旧作業を進めております。

寒さ厳しい季節であり、暖をとったり、料理をするために、ストーブやコンロ、暖房機を使用することも多いと思います。火を使っている間はその場を離れない

使い終わったら確実に消火するなど火の取扱いには十分注意を払い火災の発生を防ぐことが極めて大切です。

火災には気をつけましょう。

総務庁

特設の行政相談所を開設

兵庫県行政監事事務局は、特設の行政相談所を開設し、被災者の方々からの行政に関する相談や問い合わせを受け付けています。

(神戸地方合同庁舎2階、J R三宮駅から徒歩15分、電話078-331-9096又は321-1100)

例えば、①年金・恩給給付、郵便貯金通帳、運転免許証等を紛失・廃失したが、どうすればよいか、②住宅資金貸付金返済の猶予等について教えてほしいといった相談や、災害復旧や救済についての窓口や手続き等に関する問い合わせを受け付けます。

さらに、来週には、国の主要行政機関や関係機関の協力を得て、「特別総合行政相談所」を開設します。

- ・平成7年2月9日(水)～10日(金) 午前10時～午後4時
- ・神戸地方合同庁舎1階会議室(神戸市中央区海岸通、J R三宮駅から徒歩15分)
- ・電話078-331-9096

参加機関：大阪法務局、近畿財務局、大阪国税局、近畿運輸局、近畿郵政分局、近畿地方建設局、総務庁消防局/住宅・都市整備公団、国民金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫、日本育英会/兵庫県、兵庫県警察本部、神戸市ほか。



文部省

大学入試等の対応

1 大学入試日程の変更情報について 兵庫県南部地震による国公私立大学の入試日程の変更情報を大学入試センターのホームページで提供しています。

また、変更情報の一覧表は兵庫県内の被災地域の多くの県立高等学校で閲覧することができますので、最寄りの高等学校に照会してください。

なお、次のところではホームページの端末機で直接志望する大学の情報を検索することができますので、近隣の方はご利用ください。

- ・兵庫県教育委員会高校教育課 (兵庫県庁舎3号館9階)
 - ・県立星陵高校 (垂水区星陵台 4-3-2)
 - ・県立北須磨高校 (須磨区友が丘 9-23)
 - ・県立伊川谷北高校 (西区学園西町 6-1)
 - ・県立川西西陵高校 (川西市藤原山西 2-324)
 - ・県立明石西高校 (明石市二見町西二見大池ノ内1642-1)
- 2 高校入試の選抜日程について 兵庫県南部地震により、兵庫県内の高等学校の選抜日程が次のとおり一部変更になりました。

- 公立高校
- 推薦入学に関するもの

- 願書受付 2/8～2/10
- 選抜検査等 2/13(専門学科・農・水学科) 2/22(英学科、コース、単位制)
- 学力検査に関するもの 願書受付 2/25～2/28 学力検査 3/16
- 問い合わせ先 兵庫県教育委員会高校教育課 (兵庫県庁舎3号館9階) 電話078-341-7711 (内線5742～3) (私立高校) 入試日については、2/26を初日とする。
- 問い合わせ先 兵庫県私立中等高等学校連合会 (兵庫県私学協会内) 電話078-331-6621 又は各学校へ
- 3 受験生の宿泊所のあっせんについて (1) 被災した受験生のため、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、1月23日(月)～3月12日(日)の期間、宿泊料を無料とします。利用を希望される方は所属国立オリンピック記念青少年総合センター業務課までお申込みください。 〒151 東京都渋谷区代々木神園町3-1 電話03-3487-7201 (2) 財団法人内外学生センター大阪学生相談所では、被災した受験生に対し、受験期間、宿泊用の部屋を提供する施設や家賃のあっせんを行っています。被災受験生は、気軽に相談してください。 大阪学生相談所 〒530 大阪市北区神山町1-31 電話06-561-2131 F a x 06-561-9139

4 授業料等の減免、奨学金の緊急貸付について

(1) 国立学校の授業料・入学金の減免 国立学校では、災害により、授業料あるいは入学金の納付が困難であると認定される場合には、それぞれを免除する制度があります。

また、同様に指定料についても納付を猶予する制度があります。詳しくは、出願を希望される各国立学校にお尋ねください。

(2) 日本育英会の奨学金 日本育英会では、今回の兵庫県南部地震により、緊急に奨学金が必要となった学生・生徒に対し、奨学金の申請を受け付けています。

奨学金の貸付を希望される方は、在学されている高等学校、大学等にお尋ねください。

(参考) 貸付月額

高等学校	国立(自宅)	私立(自宅)
国立(自宅)	13,000円	25,000円
大学	国立(自宅外)	私立(自宅外)
国立(自宅外)	41,000円	54,000円

5 受験生のための学習場所の開放について

国立大学や兵庫県教育委員会では、今回の地震の被災者のうち、大学等の受験を控えている受験生に対して学習場所を開放します。

詳しくは、次の学校にお尋ねください。

- 開放する学習場所(当面15カ所)
- 大学名 連絡先(直通電話)
- 京都大学 総合人間学部開発係 075-753-6525
- 京都教育大学 附属図書館総務係 075-641-9281 (内線652)

- 京都工芸繊維大学 学生部学生課総務係
075-724 7123
- 大阪大学 学生部学生課学生係
06-879-7081
- 大阪外国語大学 学生部教務課教務係
0727-28-4512
- 大阪教育大学 附属図書館情報サービス係
0729-76-3211 (内線6013)
- 兵庫教育大学 教務部学生課総務係
0795-44-2050
- 神戸大学 学生部学生課
078-803-0104
- 奈良教育大学 学生部学生課学生係
0742-27-9130
- 奈良女子大学 附属図書館総務係
0742-20-3249
- 奈良工業高等専門学校 庶務課庶務係
07435-5-6013
- 高等学校名 連絡先
- 兵庫県立鈴蘭台西高等学校
078-593-2424
- 兵庫県立国狭高等学校
078-707-6565
- 兵庫県立尼崎小田高等学校
06-488-6335
- 兵庫県立鳥尾高等学校
0798-47-1324

外国人留学生緊急援助金の支給について

兵庫県南部地震により下宿・アパートの崩壊または焼失により居住場所をなくし困っている留学生に対して、1人につき一時金10万円を緊急援助金として支給します。

申請は、所属の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)を通じてお願いします。

Emergency Financial Assistance for Foreign Students who have lost their accommodations by this earthquake.

MONBUSHO

Japanese Government has prepared emergency financial assistance to help foreign students who have lost their accommodations by the earthquake in the southern area of Hyogo Prefecture. The students can receive 100,000 yen per person by applying to their university, junior college, college of technology or special training school that they belong to.

人事院

国家公務員採用試験合格の問合せ

航空管制官採用試験、航空保安大学校学生採用試験及び海上保安大学校学生採用試験の合格者には合格通知書を発送していますが、合格の確認については、人事院近畿事務局(電話06-941-2121)までお問い合わせください。

なお、気象大学校学生採用試験(2月17日(金)発表)についても同様に、発表日以降、お問い合わせください。

厚生省

医療関係職種国家試験について

- 次の国家試験の受験願書を受付期限内に提出できない方は、受験期前を1週間延長しますので、至急申し出てください。
医師、歯科医師、歯科装具士、臨床工学技士、救急救命士
- 次の国家試験の受験願書を既に提出さ

れた方で、受験地の変更を希望される方は、至急申し出てください。

保健婦、助産婦、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、歯科衛生士、柔道整復師

お問い合わせは、厚生省健康政策局医事課試験免許室国家試験係

(東京都千代田区麹町1-2-2)
電話03 3503-1711 (内線) 2543、2544

管理栄養士の国家試験について

平成7年5月21日(日曜日)に実施される管理栄養士国家試験の試験地のうち「兵庫県」が大阪府に変更になります。願書提出(受付期間)平成7年4月1日から8日(消印有効)の期にまでご注意ください。

お問い合わせは、厚生省健康政策局医事課増進栄養課指導係(電話03-3503-1711内線2322)

特許庁

弁理士試験予備試験補充試験の実施について

兵庫県南部地震のため平成7年1月17日までに受験願書を提出できなかった者を対象として、平成7年度弁理士試験予備試験補充試験を実施します。

- 試験の日時及び場所
 - ①日時 平成7年3月1日
午前10時～午後3時30分
 - ②場所 東京都千代田区麹町3-4-3 特許庁13階会議室
 - 受験資格・受験手続等
詳細は担当官係にお問い合わせください。
- 担当部署 秘書課弁理士係
電話 03-3581-1101(内)2020
03-3580-5864 (直通)

運転免許証を無料で再交付

鉄道、バスの運行状況をFAXサービス

交通 転届などの情報

警察庁

運転免許の特別措置

兵庫県南部地震による被災者であって、被災地域及び他県の都道府県に避難している方に対して、次のとおり運転免許証に関する特別措置を講じています。

- 運転免許証の再交付に対する特別措置
兵庫県警察では、兵庫県南部地震の影響により運転免許証を亡失した人に対して、次の場所での再交付窓口を特別に措置し、無料で免許証の再交付を行っています。
- 再交付開設窓口
(1)免許センター
○ 兵庫県運転免許更新センター(明石センター)
兵庫県明石市街山町11649-2
電話 078-912-7061
○ 阪神運転免許更新センター(伊丹センター)
兵庫県伊丹市伊丹1丁目14-21
電話 0727-83-0110
(2)警察署
○ 東舞鶴警察署
兵庫県神戸市東灘区御影
中町2丁目3番2号
電話 078-854-0110

- 長田警察署
兵庫県神戸市長田区北町3丁目1番地9
電話 078-578-0110
 - 受付時間
(1)両センター
午前9時～午後3時(申請受理、即日交付)
(2)両警察署
午前10時～12時まで申請受理
午後4時～5時交付
(交通の状況により、翌日交付となることもあります。)
 - 受付期間
平成7年1月23日(月)から2月16日(木)までの間(土、日も行きます。)
※ 顔写真を持参しなくても窓口で撮影します。
※ 無料で実施します。
- 二、運転免許証の更新に対する特別措置
兵庫県警察をはじめ、各都道府県警察では、兵庫県南部地震の影響により運転免許証の更新ができなかった人等について、運転免許証の更新期間を延長するなどの特別措置を講じています。
- ※ 更新期間の延長となる方
平成7年1月14日(土)以降に有効期間の末日が到来した日から5週間
(お問い合わせ先)
○ 兵庫県下各警察署
○ 兵庫県警察本部交通部運転免許課
電話078 912-1628

運輸省

被災地域の交通運行状況のFAXサービス

神戸市を中心とした被災地域における交通機関の運行状況について、1月26日(木)から当分の間、FAXを利用した情報提供を行っています。

なお、このFAXサービスは24時間利用することができます。

電話番号 06-455-6000、03-3940-6000

- 利用方法
上記の番号に電話をして、ガイダンスに従って、下記のボックス番号と送信先のFAX番号を入れると、それぞれの情報を入手することができます。なお、情報料金は、おかけになる通常の電話料金のみです。
- ボックス番号
鉄道運行状況 100#
バスの運行状況 110#
旅客船の運行状況 120#
航空各社の臨時便の運航予定130#

神戸ナンバーの自動車についての車検有効期間の伸長

神戸ナンバーの自動車であって、車検の有効期間が平成7年1月17日から2月16日まで期間に終了するものは、その有効期間が2月17日まで伸長されています。

なお、兵庫県運支局においては、2月1日より、所内通行無罪区域を設ける第一号に支障があるものの自動車の検査・登録業務を再開しております。

中小企業者の事業再開支援へ低利融資

被災外国人で手続きに困った方は入管へ

郵政省

避難先をパソコンネットワークに掲載することについて

住居から避難されている方々の避難先情報をパソコンネットワークに掲載することができます。

パソコン通信はテレビと異なり情報が蓄積されるので、「あの人はどこに避難しているんだろう?」という疑問を解決してくれます。

パソコンをお持ちでない方でも、身近にパソコン通信利用者がおられたら、そ

の方を通して知人の所在を知ることが出来ます。

【所在情報を掲載したいときは】

はがきに (1) 氏名 (ふりがな)、(2) 年齢、(3) 住所、(4) 避難先、(5) 記入年月日、(6) 10字以内のコメントを記入して、

〒105-30 テレコムサービス協会 ボランティア係 宛までお寄せください。住所の記載は不要です。

お送りいただいた情報は、努力をいただいたパソコンネットワークに掲載されます。

○被災地からは郵費がきを無料で差し出すことができます。

自治省

転入届の取扱い

今回の兵庫県南播磨地域の被災者の方々から他の市町村に転入する際には、通常必要とされている前住所地の市町村が交付する転出届証明書がなくても、当面、新住所地の市町村においては転入届を受理し、住民票の記載を行うこととなります。

これにより、被災者の方で必要書類が整わないことにより転入の手続きをされていない方でも、転入先の市町村の窓口においてになれば、すみやかに転入の手続きを行うことができます。



中小企業庁

中小企業総合相談所の開設について

被害を受けた中小企業者の事業再開等を支援するため、政府系金融機関による低利融資の実施等さまざまな措置を取りますので国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等各機関の窓口にご相談ください。また、この度、こうした措置が有効に活用されるよう各種相談に総合的な対応体制を整えるため、通産省を中心とした中小企業者、兵庫県、神戸市等市町、政府系中小企業金融3機関、商工企業者等関係団体が一括となって、「兵庫県南播磨地域中小企業総合相談所」を下記のとおりに開設いたしましたのでご利用ください。

- 神戸地域：神戸市産業振興センター (神戸市中央区東川崎町1-8-4) 電話078-360-3211
阪神地域：西宮商工会議所 (西宮市榑町2-20) 電話0788-33-1131

・談話地域：津名町商工会館 (津名町志波新島5-2) 電話0799-62-0243

通商産業省

通商関係手続に関する震災関連相談窓口の設置について

被災地貿易業者等からの各種通商関係手続に関するご相談に応じるため、近畿通産局及び通産省本省の各担当課に震災関連相談窓口を設置しております。被災地貿易業者等による通商関係手続については、必要に応じて弾力的な運用を行っておりますので窓口にご相談ください。(電話によるご相談も受け付けております。)

【窓口設置場所】
近畿通産局長官通産局各担当課 〒540 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 電話06-941-9251 (代)
通商産業省通商政策局通商関係課及及び貿易局 各担当課

〒100 東京都千代田区麹町1-3-1 電話03-3501-1511 (代)

労働省

緊急雇用対策について

①事業所の被災に伴う事業所の休業または廃止により就業することができず賃金が受けられない状態にある被保険者に対して失業給付を特例的に支給します。
②被災地域内の事業主が労働者を休業させる場合に、雇用調整助成金を特例的に支給します。
③関係公共職業安定所に特別相談窓口を設置し、被災事業主及び求職者に対するきめ細かな相談援助を実施します。(お問合わせ先)

- ①については兵庫県雇用保険課 (電話078-362-3386)
②については兵庫県職業安定課 (電話078-362-3379)
③については最寄りの公共職業安定所でも受け付けています。



法務省

被災した外国人の方へ

被災により、入国管理局の手続きでお困りの方は、下記に御相談ください。

- 大阪入国管理局 〒540 大阪市中央区谷町2-1-17 電話 06-941-0771(代)
関西空港支局 〒549 大阪府泉南郡田尻町泉州空港1番地 電話 0724-55-1453(代)
法務省入国管理局 〒100 東京都千代田区霞が根1-1-1 電話 03-3580-4111(代)
東京入国管理局 〒100 東京都千代田区大手前1-3-1 電話 03-3213-8111(代)
横浜支局 〒231 横浜市中区山下町37-9 電話 045-661-5110(代)
成田空港支局 〒282 成田市古込字吉田1 電話 0476-34-2221(代)

- 名古屋入国管理局 〒460 名古屋市中区三の丸4-3-1 電話 052-951-2391(代)
広島入国管理局 〒730 広島市中区上八丁通6-30 電話 082-221-4411(代)
福岡入国管理局 〒812 福岡市博多区天神町1-22 電話 092-281-7431(代)
那覇支局 〒900 那覇市港町11-15-15 電話 098-832-4185(代)
仙台入国管理局 〒983 仙台市宮城野区五輪1-3-20 電話 022-256-6076(代)
札幌入国管理局 〒060 札幌市中央区大通西12丁目 電話 011-261-7502(代)
高松入国管理局 〒760 高松市丸の内1-1 電話 0878-22-5851(代)
外国人在留総合インフォメーションセンター 〒100 東京都千代田区大手前1-3-1 電話03-3213-8523~7

- 〒543 大阪市天王寺区六万 bodies 1-9 電話06-774-3409~10
〒460 名古屋市中区三の丸4-3-1 電話052-973-0441~2
〒231 横浜市中区山下町37-9 電話045-651-2851~2

TO FOREIGN NATIONALS
Any person having difficulties with Immigration procedures due to the earthquake may seek relief at the following locations.
Osaka Regional Immigration Bureau 〒540 2-1-17 Tanimachi, Chuo-ku, Osaka ☎06-941-0771
Kansai Airport District Immigration Office 〒549 1 Senshu-kuko, Tajiricho, Sennan-gun, Osaka ☎0724-55-1453
Immigration Bureau, Ministry of Justice 〒100 1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo ☎03-3580-4111
Tokyo Regional Immigration Bureau 〒100 1-3-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo ☎03-3213-8111

Yokohama District Immigration Office
〒231 37-9 Yamashitacho, Naka-ku,
Yokohama

☎045-661-5110

Narita Airport District Immigration
Office
〒282 1-1 Furugome, Narita city

☎0476-34-2221

Nagoya Regional Immigration Bureau
〒460 4-3-1 Sannomaru, Naka-ku,
Nagoya

☎052-951-2391

Hiroshima Regional Immigration
Bureau
〒730 6-30 Kamihachobori, Naka-ku,
Hiroshima

☎082-221-4411

Fukuoka Regional Immigration Bureau
〒812 1-22 Okihamacho, Hakata-ku,
Fukuoka

☎092-281-7431

Naha District Immigration Office
〒900 1-15-15 Higawa, Naha

☎098-832-4185

Sendai Regional Immigration Bureau
〒983 1-3-20 Conn, Miyagino-ku,
Sendai

☎022-256-6076

Sapporo Regional Immigration Bureau
〒060 12-chome, Odori-rishi, Chuo-
ku, Sapporo

☎011-261-7502

Takamatsu Regional Immigration
Bureau
〒760 1-1 Marunouchi, Takamatsu

☎0878-22-5851

Immigration Information Centers
Tokyo 1-3-1 Otemachi,
Chiyoda-ku ☎03-3213-8523~7
Osaka 1-9 Rokumantai-cho,
Tennoji-ku ☎06-774-3409~10
Nagoya 4-3-1 Sannomaru, Naka-ku
☎052-973-0441~2

Yokohama 37-9 Yamashitacho,
Naka-ku

☎045-651-2851~2

最高裁判所

裁判所の事件処理

神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所並
びにその管内の支部及び簡易裁判所にお
いては、現在、次のとおり事件処理を行
っています。

また、全国のどここの裁判所において
も、事件の申立方法等に関する相談を行っ
ておりますので、お気軽に最寄りの裁判所
にお尋ねください(兵庫県内における裁
判所の電話番号は、未掲載のとおりです)。

1. 神戸地方裁判所4庁及び神戸簡易裁
判所

(1) これまでは、民事、刑事事件とも
事件の受付及び保全事件、令状事件、
拘留されている被告人の刑事事件など
緊急を要する事件の迅速のみを行う
態勢でした。

(2) 2月6日(月)以降は、民事、刑
事事件とも関係者の出頭が可能であ
れば、(請求通知)どおり処理できる態
勢を取っています。

2. 神戸家庭裁判所5庁

(1) 家事事件については、2月3日(金)
までに予定されていた期日は、関係
者から特に希望された事件を除き、
すべて延期しました。2月6日(月)
以降は、関係者の出頭が可能であ
れば、(請求通知)どおり処理できる態
勢を取っています。

(2) 少年事件のうち、観護措置が取
られた事件など早期の処理を要するも
のについては、通常どおり処理でき
る態勢を取っています。一般の在宅
事件等については、少年の生活環境
を確認の上、順次処理する態勢を取
っています。

3. 支部及び神戸簡易裁判所以外の簡易
裁判所

関係者の出頭が可能であれば、ほぼ
通常どおり処理できる態勢を取って
います。

4. 今後とも、訴訟当事者及び弁護士等
の甚大な被災、交通機関遮断による来
庁の支障、困難、郵便滞滞等による関
係書類送達遅延のため、期日、期日
を変更、延長すべき場合があると考
えられますので、それらの事情を十分
斟酌して、できる限り柔軟に対応して
いく予定です。

なお、具体的な事件については、事
件が所属している裁判所に直接お問い合わせ
ください。

(裁判所の電話番号)

神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所	078-341-7521
神戸家庭裁判所	078-521-5221
神戸地方裁判所伊丹支部、神戸家庭裁判所伊丹支部、伊丹簡易裁判所	0727 79-3071
神戸地方裁判所尼崎支部、神戸家庭裁判所尼崎支部、尼崎簡易裁判所	06-438-5781
神戸地方裁判所明石支部、神戸家庭裁判所明石支部、明石簡易裁判所	078-912 3231
神戸地方裁判所姫路支部、神戸家庭裁判所姫路支部、姫路簡易裁判所	0795-72-0155
神戸地方裁判所姫路各支部、神戸家庭裁判所姫路各支部、姫路簡易裁判所	0792 23-2721
神戸地方裁判所三木支部、神戸家庭裁判所三木支部、三木簡易裁判所	0795 42-0123
神戸地方裁判所龍野支部、神戸家庭裁判所龍野支部、龍野簡易裁判所	0791-63-3919
神戸地方裁判所豊岡支部、神戸家庭裁判所豊岡支部、豊岡簡易裁判所	0796-22-2304
神戸地方裁判所洲本支部、神戸家庭裁判所洲本支部、洲本簡易裁判所	0799 22-3024
西宮簡易裁判所	0798-35-9381
篠山簡易裁判所	0795-52-2222
加古川簡易裁判所	0794-22-2650
浜坂簡易裁判所	07968-2-1169

特許庁

特許手続の取扱いについて

兵庫県南部地震により、影響を受けた特許などの出願案件の手続などに関する特別の取扱いについてお知らせします。

1. 手続期間の延長について
所定の期間内に手続ができなくなった場合は、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 特許庁に係属中の出願又は審判につ
いて、兵庫県南部地震により特許庁の指

法務局の事務再開

この度の兵庫県南部地震の影響により、神戸地方法務局本局、同西宮支局及び東神戸出張所の3庁においては、事務処理ができなくなり、大変御迷惑をおかけしてまいりましたが、土地、建物、会社の登記簿等、法務局の記録すべて無事であることが確認され、1月30日(月)から事務が再開されました。

この御迷惑をおかけした皆様方に深くお詫びいたしますとともに、あわせて復旧に御協力いただいた関係者の皆様方に御礼申し上げます。

なお、一部の庁においては、しばらくの間事務処理に支障が及ぶ場合もありますので、皆様方の御理解をお願いいたします。

詳しくは、下記にお問い合わせ願います。

連絡先 神戸地方法務局
電話 078-392 1821(内
法務省民事局
電話 03-3580-4111(内

定した期間内に手続ができなくなった
場合、手続が可能となりしだい速やか
に手続を行ってください。

(2) 以下の1~④の手続については手続を
すべき期間が法律又は法令で定められ
ていますが、兵庫県南部地震により所
定期間内に手続ができなくなった場合、
手続が可能となつてから14日以内に手
続をしてください。ただし、所定期間
経過後6月以内に限られます。経につ
いては所定期間経過後2月以内。

- ① 拒絶査定に対する審判請求
 - ② 確定判決に対する再審の請求
 - ③ 補正の却下の決定に対する審判請求
 - ④ 審判権の存続期間の更新登録の出願
 - ⑤ 特許権の存続期間の延長登録の出願
(ただし、存続期間の満了前6月以
降は出願することはありません。)
- (3) 上記1~④いずれの場合も手続ができな
かった書類を超過する文書を必ず添付
してください。やむを得ない事情と認
められる場合は、有効な手続として取
り扱うものとします。

担当部署 総務課方式審査係
電話 03-3581-1101(内2114~5
03-3597-8257(直通)

なお、国際出願に係る手続については、
担当部署 方式審査第一課国際出願係
電話 03-3581 1101(内2640~4
03-3592-1308(直通)

2. 書類の発送停止申出の受付について
書類の受領が滞りまたは書類を受領し
ても事務処理が困難である者につ
いては、希望により、特許庁からの書類の
発送を一時的に停止しますので、その旨
担当部署までお申し出ください。

担当部署 方式審査第二課
住 所 〒100 東京都千代田区麹町
3-4-3

電話 03-3581-1101(内2651~3
03-3501-6733(直通)
FAX 03-3501-6042

事件の申立方法の相談はどこの裁判所でもOK

特許手続は特別の取扱いをします

今週の日 本 特別号 目 次

〈市民の生活にかかわる情報〉

災害弔慰金などの支給……………	1
小口資金貸付制度……………	1
避難所救護センターの設置……………	1
保険診療の取扱い……………	2
健康保険料等の納付期 限の延長……………	2
精神科救護所の開設……………	2
国民年金の保険料免除……………	2
年金住宅融資の償還猶予……………	2
カゼ、インフルエンザの予防……………	2
下痢などの病気予防……………	2
住宅金融公庫の災害復 興住宅貸付……………	2
住宅に関する総合相談窓口……………	2
被災地以外の公営住宅 等への入居……………	2
雇用促進住宅の一時的提供……………	3
宿泊施設の確保……………	3
金融機関等における取扱い……………	3
税関の取扱い……………	3
国税の申告、納付の期限 延長など……………	3
郵便貯金及び簡易保険等の 非常取扱い……………	3
郵便物の料金免除等……………	3
物価ダイヤル等活用を……………	4
都市ガスの二次災害防止……………	4
火災の再発防止……………	4
特設の行政相談所を開設……………	4

〈受験生・学生のための情報〉

大学入試等の対応……………	4
外国人留学生緊急援助金 の支給……………	5
国家公務員採用試験合否 の間合せ……………	5
医療関係職種为国家試験……………	5
管理栄養士为国家試験……………	5
弁理士試験予備試験補充 試験の実施……………	5

〈交通・転居などの情報〉

運転免許の特別措置……………	5
被災地域の交通運行状況の FAXサービス……………	5
神戸ナンバーの自動車につ いての車検有効期間の伸長……………	5
避難先をパソコンネットワ ークに掲載……………	6
転入届の取扱い……………	6

〈事業所・事業主向けの情報〉

中小企業総合相談所の開設……………	6
通商関係手続に関する震災 関連相談窓口の設置……………	6
緊急雇用対策……………	6

〈その他の情報〉

被災した外国人の方へ……………	6
法務局の事務再開……………	7
裁判所の事件処理……………	7
特許手続の取扱い……………	7

「今週の日 本」では被災者の皆様へ引き続き情報をお届けいたします。

兵庫県南部地震 被災者の皆さまへ

編集協力

総理府／平成7年兵庫県
南部地震非常災害対策本部

「今週の日」特別号
第2号

目次

〈住居に関する情報〉	
被災都市借地借家臨時処理法の適用…1	
応急仮設住宅への入居…1	
年金住宅融資の償還猶予…1	
がれきの処理…1	
ホテル・旅館等宿泊施設の総合窓口…1	
雇用促進住宅の一時的提供…1	
職業能力開発施設等を避難場所として提供…1	
住宅金融公庫の災害復興住宅貸付…2	
住宅に関する総合相談窓口の設置…2	
被災地以外の公営住宅等の入居希望…2	
近隣市県の被災者受入住宅入居受付…2	
〈特別措置に関する情報〉	
運転免許証の再交付の特別措置…2	
金融機関等における取扱い…3	
税関の取扱等…3	
保険の申告、納付の期限延長等…3	
健康保険料等の納付期限の延長…3	
玉民年金の返戻料免除…3	
年金の受取り…3	
年金受給者の現況届…3	
特許手続の取扱い…3	
神戸圏のバス等の運賃有償期間延長…4	
郵便貯金及び簡易保険の引当取扱い…4	
郵便物の料金免除等…4	
地方税の申告、納付の期限延長等…4	
被災者の他府県町村への搬入届…4	
〈医療・安全等に関する情報〉	
公営病院が応急患者の方へのお知らせ…4	
医療従事者への受診にあたって…4	
災害用慰金等の支給…4	
精神科救護所の開設…5	
カゼ・インフルエンザの予防…5	
下痢などの病気の予防…5	
ボランティアの派遣等…5	
都市ガスの二次災害防止…5	
無料入湯券の配布等…5	
火災の再発防止…5	
〈相談等の窓口に関する情報〉	
暴力団の不当な干渉に関する相談…5	
特設行政相談所の開設…5	
生活相談窓口…5	
物産ダイヤル、ファックスの活用…6	
消費者情報110番の設置…6	
資金等の動員条件の総合相談窓口…6	
被災労働者等への健康相談窓口…6	
〈その他のお知らせ〉	
大阪入国管理庁神戸支局 及び神戸港出張所業務の一部再開…6	
神戸通商事務所の業務再開…6	
交通運行状況のFAXサービス…6	
避難先・パソコン・ネットワーク掲載…6	
裁判所の事件処理…7	
〈受験生、在学生に関する情報〉	
国家公務員採用試験合宿受け合わせ…7	
入学試験等への対応…7	
日本語学校に通う外国人就学生援助…8	
管理栄養士の国家試験…8	
雇用促進事業団立職業能力開発施設 の受験生及び在校生に対する支援…8	
〈事業所・事業主に関する情報〉	
通商関係手続きに関する相談窓口…8	
中小企業総合相談所…8	
当面の緊急雇用対策…8	
事業主が実施する職業訓練への支援…8	

兵庫県南部地震で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。「今週の日」では、各省庁の地震関連施策を2月9日現在で取りまとめた特別号の第2号をお届けします。どうぞご利用ください。

なお、第1号でお届けした情報についても、2月9日現在で更新した情報を掲載しています。

住居に関する情報

被災都市借地借家臨時処理法の適用について

平成7年兵庫県南部地震による震災及びこれに伴って起こった火災による被害を受けた借地・借家をめぐって関係者の権利を保護・調整するため、平成7年2月6日(月)から、下記の地域について被災都市借地借家臨時処理法が適用されました。

○適用地域

- ・大阪府のうち大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、泉佐野市、大東市、美住町、高石市、兵庫県のうち神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、加古郡のうち播磨町、津名郡のうち津名町、姫路町、北条町、一宮町、五色町、東海郡、三原郡のうち姫路、西条町、三津町、南条町

○お問い合わせ先

法務省民事局第4課電話 03-3502-7114

(法律相談)

神戸弁護士会 電話 078-362-5158

大阪弁護士会 電話 06-365-9939

—法務省—

応急仮設住宅への入居について

今回の地震により住宅が全壊又は全焼するなどして、住宅が確保できない方が入居できます。3月末までに、兵庫県及び大阪府下で、約3万戸を設置する計画で順次入居されています。入居希望の方は、被災地の市町村から、広報等を通じてご連絡する予定です。(B面に建設戸数表)

なお、高齢者、障害者の方は、優先的に入居できるよう配慮しています。

—厚生省—

年金住宅融資の償還猶予について

年金住宅融資を受けている方は、本人の申し出により、被災状況に応じ償還が1～3年間猶予され、また、その間の貸付金利も0.5%～1.5%軽減されます。年金福祉事業団(東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル)電話03-3502-2481)もしくは、融資の申し込みをされた年金福祉協会等へご連絡ください。

—厚生省—

がれきの処理について

崩壊した家屋、事業所等の解体は、従来、所有者の責任で行われてきました。しかし、今回の地震災害については、被災規模の大きさ、都市機能や社会全体に与える影響が極めて大きいことから、特定の地域や半壊した家屋、中小事業者のビル等の解体についても、特別に、所有者の承諾のもとに、市町村の責任において処理することとしました。

今回の特別措置の対象等のお問い合わせは、最寄りの市(区)町村技場へ。

—厚生省—

ホテル・旅館等の宿泊施設の相談

・紹介総合窓口の設置について

被災者の方々が滞り利用できるホテル・旅館等の宿泊施設について、観光関係団体共同による相談・紹介の総合窓口「被災者お泊まり相談センター」が設置され、電話による相談・紹介サービスが行われております。

被災者お泊まり相談センター

電話 06-344-8583

受付時間 月～土 10:00～17:00

(日曜日・祝日を除きます)

実施期間 2月6日までを予定。

—厚生省—

雇用促進住宅の一時的提供について

雇用促進事業団設置の兵庫県及び近隣府県にある雇用促進住宅約1700戸を被災者の一時的居住の場として提供します。お問い合わせは兵庫県雇用促進センター(電話078-333-7635)まで。

—労働省—

避難場所等としての職業能力開発施設等の提供について

- ・下記の公共職業能力開発施設及び地域職業訓練センターを、関係地方自治体と連携の下に、仮設住宅用敷地や避難場所として提供します。
- ・兵庫県周辺地域の公共職業能力開発施設設置宿舎の空き室についても、可能な限り避難場所として提供します。

(次ページへつづく)

罹災地域に罹災都市借地借家臨時処理法を適用

住宅相談、電話でどうぞ

- 〈問い合わせ先〉
- 兵庫職業能力開発促進センター
(兵庫県尼崎市) 電話 06-431-7276
 - 加古川職業能力開発促進センター
(兵庫県加古川市) 電話 0794-31-2516
 - 姫路地域職業訓練センター
(兵庫県姫路市) 電話 0792-95-9288
 - 西脇地域職業訓練センター
(兵庫県西脇市) 電話 07952-3-4326
- 労働者—

住宅金融公庫の災害復興住宅貸付について

住宅金融公庫では、今回の兵庫県南部地震により住宅に被害を受けた皆さまに対して、特に受付期間、金利、手續き面において有利な条件で住宅建設・購入・補修資金の融資の受付を行っております。

さらに、現在ご返済中の公庫融資についても返済期間の延長・払い込み額調整を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

- 概要はこちらのとおりです。
- 災害復興住宅融資
- 融資の受付 受付中 (災害発生の日から2年間)

- 金利 年4.15%
- 融資条件 (未婚住宅の場合)

- ・建設資金
融資額1,680万円
(土地取得費含む)
- ・返済期間25年以内
- ・補修資金
融資額880万円
(敷地費含む)
- ・返済期間20年以内
- ※融資額・返済期間は構造等によって異なります。

- 償還期間
建設・購入資金は3年間、補修資金は1年間、元金を一括返済することができます。(償還期間中は利息のみが払い込みとなります。)

なお、激甚災害地域で住宅に5割以上の被害を受けた場合、償還期間中の金利は年3%となります。

- ※激甚災害地域(平成7年2月2日現在)
- 兵庫県：神戸市、尼崎市、西宮市、西屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、(建名郡) 建名町、淡路町、北淡町、高砂町、五ヶ野町
- (二府部) 西宮町、三原町
- 大阪府：豊中市、大塚市、羽田市、吹田市、箕面市

○ご返済中の公庫融資の条件変更

住宅の売目に相当の費用が必要の場合や収入が著しく減少するため、被災後の収入月額が毎月の返済金の4割以下又は世帯人員に61,000円を乗じて得た額以下となられる方はお申し出により、被災の程度に応じ返済方法の変更を行いますので、現在ご返済中の公庫業務局及び金融機関(被災によりお申し出を受けることができない場合は同金融機関のほかの業務取扱店)にご相談ください。

- ①返済方法の変更
- ・1～3年の返済金の払い込みの調整
- ・返済期間中の利率引き下げ(0.5%～1.5%引き下げられます)
- ・1～3年の返済期間の延長

〈問い合わせ先〉
「住宅金融公庫業務局取扱店」と表示した

- 金融機関及び住宅金融公庫大阪支店
- 住宅金融公庫 大阪支店
〒541 大阪市中央区南本町4丁目5番20号
- 住宅金融公庫・住友生命ビル
電話 06-281-9270
- テレホンサービス電話 06-281-9295
- FAXサービス
- 大阪 電話 06-241-0733
- 東京 電話 03-5689-5311

もご利用いただけます。
FAXサービス利用方法：
お手持ちのFAXからダイヤルし、利用案内の次に次のコード番号と「#」を入力してください。

- コード番号
 - 007 「災害復興住宅資金融資」
 - 008 「返済中の方へのお知らせ」
- なお、住宅金融公庫神戸相談所でもご相談をお受けいたしておりますのでご利用ください。

- 住宅金融公庫神戸相談所
- 兵庫県不動産会館内
(J.R.元町駅から徒歩30メートル)
- 電話 078-341-5322

住宅に関する総合相談窓口の設置について

下記の機関では、被災者の皆さまからの住宅に関するご相談を、電話にて受け付けております。お気軽にご利用ください。

- (兵庫県)
- 被災住民に対する総合住宅相談所
直通 078 362 5219
- (大阪府)
- 兵庫県南部地震大阪府住宅相談室
代表 06-941-0951 内線4300～4303
直通 06-942-4701
- (大阪市)
- 都市整備局地震対策住宅相談窓口
直通 06-208-9657
06-208-9658
06-208-9659

- (相談内容)
- ・公共の応急住宅への入居に関する情報
- ・民間住宅への入居に関する情報
- ・住宅の修繕など建設業者に関する情報
- ・住宅の建設や修繕に対する融資制度に関する情報
- ・その他

被災地以外の公営住宅等への入居について

各都道府県の協力により、全国にある公営住宅等の空家を、特に被災者の皆さまの居住の場として提供します。入居をご希望される方は、下記にお申し込みください。

- (連絡先)
- 被災者用公営住宅等相談支援センター
- ・電話 06-945-2832
- ・FAX 06-945-2834
- ・受付時間 9:00～20:00
- ・期間
平成7年1月27日より当分の間
(土、日、休日も受付)

近隣府県の被災者受入住宅等への入居の現地受付について

近隣各府県の公営住宅・公共施設等への一時仮入居希望について、受付を行っています。

他府県の公共施設(一時的な避難施設、福祉施設等)に入居した場合でも、兵庫県又は県内11市の用意する仮設又は公営住宅への入居申込みが可能です。

詳しくは、下記の現地対策本部及び受付窓口にお尋ねください。

- 現地対策本部 電話番号
- ・自治体連絡先 078-362-4434
- ・自治体連絡本部 -4435
- ・近畿ブロック -4437
- ・中国 救援対策 -4438
- ・四国 調整本部 -4439
- ・神戸市中央区 -1978
- ・下山手通り4-4-1 -1979
- ・兵庫県公館敷地内 -1985
- ・中部ブロック現地救援対策本部 078 362-1891
- ・現地受付窓口 電話番号 -4930

- ・火洲又木山町野西西 078-431-6540
- ・野西公園内
- ・姫区西井町2-48 078-857-9965
- ・(浜田公園内)
- ・兵庫区門司町二丁目 078 682-9027
- ・(門司公園内)
- ・長田区蓮池町一丁目 078-612-9727
- ・(県立文化体育館裏側)
- ・中央又高木通り二丁目 078-251-5792
- ・(宮本公園内)
- ・(似上神戸市)
- ・西宮市安井町1-15 0798-34-4153
- ・(安井小学校)
- ・芦屋市浜野町五丁目 0797 31-4268
- ・(松浜公園内) 一瀬カサノ

特例措置に関する情報

運転免許の特別措置について

兵庫県警察では、兵庫県南部地震の影響により運転免許証を失った被災者のために、次の場所再交付窓口を特別に設置し、無料で免許証の再交付を行っています。

- 1 再交付開設窓口
- (1)免許センター
- 兵庫県運転免許更新センター(明石センター)
- 兵庫県明石市荷山町1649-2
電話 078-912-7061

- 阪神運転免許更新センター(伊丹センター)
- 兵庫県伊丹市伊丹1丁目14-21
電話 0727-83-0110
- (2)警察署
- 東播磨警察署
兵庫県神戸市東灘区御影
中町2丁目3番2号
電話 078-854-0110
- 長田警察署
兵庫県神戸市長田区北町
3丁目4番地9
電話 078-578 0110

- 2 受付期間
(1)開センター
午前9時～午後3時(申請受理、即日交付)
(2)警察署
午前10時～12時まで申請受理
午後5時～5時交付
(交通の状況により、翌日交付となることもあります。)

- 3 受付期間
平成7年1月23日(月)から2月16日(木)までの間(土、日も行います。)
- ※ 顔写真を持参しなくても窓口で撮影します。
※ 無料で実施します。 —警察庁—

金融機関等における取扱い

銀行、信託会社などの金融機関等では、被災された皆さまのため、預金の簡便な払戻しや保険金の簡易迅速な支払などが実施されています。

また、証券会社では、預り金などの簡便な払戻しなどを行っています。

なお、各金融機関では災害関係融資が実施されています。

問い合わせ先

- 銀行関係
近畿財務局理財部金融第1・2課
(電話06-949-6369-6370)
神戸財務事務所理財課
(電話078-391-6943)
大阪銀行協会よりお相談所
(電話06-942-1371)
近畿地区信用金庫協会
(電話06-942-1651)
- 生命保険関係
近畿財務局理財部金融第3課
(電話06-949-6371)
神戸財務事務所理財課
(電話078-391-6943)
生命保険協会関西支部
フリーダイヤル(0120-07-9674)
損害保険関係
近畿財務局理財部金融第3課
(電話06-949-6371)
神戸財務事務所理財課
(電話078-391-6943)

健康保険料等の納付期限の延長について

兵庫県南部地震により被災された事業主等及び健康保険任意継続被保険者等の保険料の納付について、納付期限を延長します。また、申請により前付の還付を受けられます。詳しくは最寄りの社会保険事務所へご相談ください。 —社会保険庁—

国民年金の保険料免除について

災害を受けた国民年金の被保険者で保険料の納付が困難な場合は、お住いの窓口へ申請すれば保険料の納付が免除されます。なお、届出が滞った場合であっても平成6年12月分から免除されますので、落ちついてからお住まいの市区町村の国民年金担当窓口へご相談ください。 —社会保険庁—

年金の受取りについて

2月15日支払の厚生年金保険等の年金は、指定した銀行等の店舗が被災したり指定通知書が書かない場合でも、指定した預金口座に振り込まれ、他の店舗で受け取ることができます。

郵便局の貯金口座を利用されている方は、支払通知書が書かない場合でも、指定の口座に入金された額の郵便局で受け取ることができます。兵庫県内及び大阪府の被災地域内の指定した郵便局の窓口で現金により受け取る一方で、年金証書や支払通知書を紛失した場合は、お近くの郵便局でご相談ください。

日本証券業協会
フリーダイヤル(0120-107808)
もしくは各銀行・保険会社
証券関係
近畿財務局理財部証券課
(電話06-949-6367)

神戸財務事務所理財課
(電話078-391-6943)
又は日本証券業協会大阪地区協会
(電話06-223-1052)
もしくは各証券会社

一定の場合、政府系金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫)より、住所変更が実施されており、また申請に応じて既に貸付の返済済了にも応じています。
(問い合わせ先)

近畿財務局理財部金融第2課
(電話06-949-6370)

国民金融公庫神戸支店
(電話078-341-4981)

中小企業金融公庫大阪支店
(電話06-345-6240)

商工組合中央金庫(支店)神戸
(電話078-391-7541)

3 郵便局同封書付郵便物相談窓口
明石地区 明石区工芸会館
(電話078-911-1331)

尼崎地区 尼崎中心企業センター
(電話06-488-9501)

洲本地区 洲本商工会館
(電話0799-22-2571)

環境衛生金融公庫
国民金融公庫及び商工(組合中央金庫)の各支店

中小企業総合相談所
神戸 大阪 神戸市産業振興センター
(電話078-360-3211)

阪神地域 西宮商工会館前内
(電話0798-33-1131)

淡路地域 津名町商工会館内
(電話0799-82-0243)

住宅金融公庫
神戸相談所 (電話078-341-5322)

大阪支店サービス相談室
(電話06-281-9270)

○なお、老齢福祉年金は、受け取りにあたって国民年金証書が必要となりますので、年金証書を喪失等された方は、市区町村に申請していただければ再交付いたします。

○所得制限により支給停止となっている障害・遺族基礎年金及び障害給付年金の受給者で、被災された方、被災状況届(市区町村の年金担当窓口へ備えてあります。)を市区町村へ届けていただければ被害の程度等に応じて支給停止が解除され年金が支給されます。

なお、詳しいことは、市区町村にお問い合わせください。 —社会保険庁—

年金受給者の現況届について

○国民年金、厚生年金保険及び給付保険の年金を受けておられる方につきましては、毎年、誕生月の末日までに、引き続き年金を受け取る権利があるかどうかを確認するための「現況届」を提出していただくことになっていきますが、兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡、三原郡西淡路及び大阪府豊中郡にお住まいの1月、2月及び3月生まれの方につきましては、提出期限を4月末日まで延長します。

なお、詳しいことは、最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。 —社会保険庁—

特許手続の取扱いについて

兵庫県南部地震により、影響を受けた

農林漁業金融公庫
近畿支店 (電話075-221-2147)
大阪支店 大阪第一

税関の取扱いなどについて

一定の場合、損傷貨物の関税等の賦税・戻し税及び輸送物資の関税等の免税措置が受けられます。

なお、被災に伴って、税関手続に関して緊急に相談を要する貿易業者等のために、以下の相談窓口を設け、休日にも応じています。

- 問い合わせ先
神戸税関 (電話078-333-3100) (平日)
(電話078-333-3060) (休日)
大阪税関 (電話06-576-3006) (平日)
(電話06-576-3313) (休日)
—大阪第一—

国税の申告、納付の期限延長などについて

次の18市町の納税者は、兵庫県南部地震が起きた平成7年1月17日以降に到来する国税に関する申告、納付等の期限が延長されています。

その結果、平成7年3月の確定申告の期限が延長されることになります。

(大阪府) 豊中市
(兵庫県) 神戸、尼崎、明石、西宮、洲本、芦屋、伊丹、宝塚、三木、伊西

の各市、津名郡津名、淡路、北淡、一宮、東播、五色の各市、三原郡西淡路
なお、その他の地域において、今回の地震で被害を受けられ、期限までに申告や納付などができない納税者も、申請により申告等の期限の延長を受けることができます。

このほか、一定の場合、税の滞賦・免除や納税の猶予等の救済措置があります。また、今回の地震により住宅や家財などに被害を受けた方については、その損害額を平成6年分の所得から控除できるような措置することなどが予定されています。

問い合わせ先
最寄りの税務署又は大阪国税局税務相談室(電話06-945-0030) —大阪第一—

特許などの出願案件の手続などに関する特別の取扱いについてお知らせします。

1 手続期間の延長について

所定の期限内に手続ができなくなった場合次のとおり取り扱うこととします。

①消滅時効中の特許の出願又は審判について、兵庫県南西諸島により特許庁の指定した期間内に手続ができなくなった場合、手続が可能となりたいた速やかに手続を行ってください。

②以下の(1)～(3)の手続については手続をすべき期間が法律又は政令で定められていますが、兵庫県南部地震により所定期限内に手続ができなくなった場合、手続が可能となってから14日以内に手続をしてください。ただし、所定期間経過後6月以内に限られます。(1)～(3)については所定期間経過後2月以内。

①特許庁長官に対する審判請求
②確定審決に対する再審の請求
③消下の却下の決定に対する審判請求
④特許庁の存続期間の更新登録の出願
⑤特許庁の存続期間の延長登録の出願
(ただし、存続期間の満了前6月以降は出願することはできません。)

③上記(1)～(3)の場合も手続できなかった事情を説明する文書を必ず添付していただき、やむを得ない事情と認められる場合は、有効な手続として取り扱うものとします。

担当部署 総務課方式審査基盤室
電話 03-3581-1101(内)2114～5
03-3597-8257 (直通)

(次ページへつづく)

国税の申告、納付期限を延長

国民年金の保険料を免除

公害医療手帳をなくした場合

なお、国賠七種に係る手帳については、担当部署 方式審査第一課国際出張室

電話 03-3581-1101(内線)2640~4

03-3592-1308 (直通)

2. 書類の送達停止申出の受付について 書類の受領が困難または書類を受領しても事務処理進捗が遅滞である者について、希望により、特許庁からの書類の発送を一時的に停止しますので、その旨担当部署までお申し出ください。

担当部署 方式審査第二課

住所 〒100 東京都千代田区霞が関

3-4-3

電話 03-3581 1101(内線)2651~3

03-3501-6733 (直通)

FAX 03-3501-6042

一特許庁一

神戸ナンバーの自動車の車検有効期間の伸長について

神戸ナンバーの自動車であって、車検の有効期間が平成7年1月17日から2月16日までの間に終了するものは、その有効期間が2月17日まで伸長されています。

なお、兵庫陸運支局においては、2月1日より、原則に通行制限区域を設ける等一部に支障があるものの自動車の検査・登録業務を再開しております。

一運輸省一

郵便貯金及び簡易保険等の非常取扱いについて

兵庫県南部地震で郵便貯金通帳・証書、保険証書等を無くされた方々のために、次のとおり非常取扱いなどを行っておりますので、遠慮なくご相談ください。

1. 非常取扱い

(1) 取扱郵便局

兵庫県下の郵便局、大阪府、豊中市、旭川市、吹田市、箕面市の郵便局

(2) 取扱期間

平成7年2月16日(簡易保険は平成7年3月31日)まで

(3) 取扱内容

ア 郵便貯金の通帳・証書、印章を無くされた場合でもご本人である

ことが確認できれば、20万円までお支払いしております。

イ 郵便為替、郵便振替の証書、印章を無くされた場合でも、ご本人であることが確認できれば、10万円までお支払いいたします。

ウ 保険証書・領収書、印章を無くされた場合でも、ご本人であることが確認できれば、保険金・貸付金の即時払込み及び前払明細書消滅料の取付私のお取扱いをしております。

注1 保険金・貸付金の即時払込みについては、全国の郵便局でお取扱いをします。

注2 貸付金の貸付利率は、年利3%で1年間適用します。

2. 貯金通帳等の再発行

貯金通帳、キャッシュカード等を無くされた方々には、再発行の申請書を受け付けております。

3. 郵便貯金相談コーナーの開設

被災者の方々の郵便貯金に関するご相談にお応えするため、郵便局に「郵便貯金相談コーナー」を開設しております。

(1) 相談にお応えする内容は、

- ① 非常取扱いの内容や手続き、② 通帳・証書の再発行の手続き、③ ゆうゆうローンのご利用など当支の生活資金の確保策に関する相談です。

(2) 開設郵便局等

神戸中央郵便局、兵庫郵便局、長田郵便局、須磨郵便局、須磨北郵便局、垂水郵便局、神戸西郵便局、明石郵便局、洲本郵便局、海陽郵便局、東灘郵便局、芦屋郵便局、西宮郵便局、西宮東郵便局、尼崎郵便局、尼崎北郵便局、宝塚郵便局、川西郵便局、伊丹郵便局、神戸北郵便局、大阪中央郵便局、豊中郵便局、豊中西郵便局、神戸貯金事務センター、大阪貯金事務センター、京都貯金事務センター

(3) 開設期間

平成7年2月末日まで

(4) 相談時間

午前9時から午後4時まで

一郵便省一

郵便物の料金免除等について

被災された皆様から安否の連絡等のために差し出される郵便物の料金免除を実施中です。

また、被災された皆様への郵便物の無償交付も行っております。

詳しくは、お近くの郵便局又は配達に伺う職員等にお尋ねください。

一郵便省一

地方税の申告、納付の期限の延長等

被災済税者の方に対する平成6年度の地方税については、地方税法と条例により期限の延長、徴収の猶予又は減免の措置が講じられることになっています。特に申告、納付等の期限の延長については、国賠に関する期限の延長の取扱いと同様の取扱いとなっています。

また、今回の地震により受けた損害については、平成7年度分の個人住民税について雑損控除を受けられるよう措置することなどが予定されています。平成7年度分の個人住民税について雑損控除を希望される方で所得税について雑損控除の確定申告をされない方は、住所地の市町村に申告してください。

(問い合わせ先)

最寄りの都道府県又は市町村の税務担当課へ

一自治省一

被災者の他市町村への転入届け時の取扱いについて

今回の兵庫県南部地震の被災者の方々が他の市町村に転入する際には、通常必要とされている転出所地の市町村が交付する転出証明書がなくても、当然、新住所地の市町村においては転入届を受理し、住民票の記載を行うこととなります。

これにより、被災者の方で必要書類が整わないことにより転入の手続きをされていない方でも、転入先の市町村の窓口においてになれば、すみやかに転入の手続きを行うことができます。

一自治省一

医療・安全等に相談情報

公害病認定患者の方への緊急のお知らせ

1. 兵庫県南部地震で被災された公害病認定患者の方で、公害医療手帳を紛失・紛失された方でも、住所、氏名、生年月日、認定を受けた市名等を公害医療機関に申し出れば、従来どおり公害医療が受けられます。

医療等に関する相談は、末席に記載の相談窓口にお申し合わせください。

2. 認定更新の手続きが遅れている方、認定を受けた市の担当窓口へ連絡をお願いします。

3. 現在、避難所、仮設住宅等にいるため連絡先が通常と異なっている患者の方は、認定を受けた市の担当窓口へ連絡をお願いします。

特に神戸市の患者の方については、全員連絡をお願いします。

(住所確認の連絡先)

神戸市環境局管理課公害保健係

電話078-322-5301 (直通)

公害健康被害補償手続協会大阪支部

電話：06-531-4949 (直通)

公害患者相談窓口

大阪市：06-208-9861 (直通)

豊中市：06-858-2286 (直通)

吹田市：06-384-1231 (内線) 2514

守口市：06-992-2422 (直通)

東大阪市：0729-62-1331 (内線) 2712

八尾市：0729-24-8536 (直通)

堺市：0722-33-1101 (内線) 3943

神戸市：078-322-5301 (直通)

尼崎市：06-489-6323 (直通)

(受付時間) 月曜～金曜 9:00～17:00

一環境庁一

粉じん・アスベスト対策について

粉じん・アスベストの飛散防止のため、国・県内まじり解体業者に対する実態を把握していますが、外出時は、必要に応じてマスクをする等ご留意下さい。

問い合わせ先：環境庁 (03-3580-2165)

一環境庁一

医療機関への受診にあたって

被災者の皆さまが保険による診療を受けることができるようにしました。

1. 被災者証・健康手帳等を医療機関で提示できない場合には、①氏名、②生年月日及び③住所(被用者保険の加入者の方については被保険者の勤務する事業所名)を申し出ることにより受診できるようにしました。

また、老人医療受給対象者については、これに加え、可能な限り、被用者保険もしくは、国保のいずれの加入者であるかを申し出てください。65歳以上70歳未満の方で市町村長の障害認定を受けた方については、その旨も申し出てください。なお、生活保護の被保護者その他の公害負担の軽減を受けておられる方は、医療機関にその旨を申し出てください。

2. 災害救助法の適用市町村に住所を有する被災者等であって、①住家の全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災をした方またはまたる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方については、その旨を申し出て、2月末日まで、一部負担金及び入院時食事療養費に係る標準負担金の支払いを猶予します。一厚生省一

●災害で亡くなった方の遺族の方へ

遺族の方(遺偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母)には、「災害弔慰金」(生計維持者の方が死亡の場合最高額500万円、その

他の方が死亡の場合最高額250万円が支給されます。

●災害により重度の障害を受けた方へ
重度の障害(四肢失用、要介護介護、向上及び閉鎖部以上切断等)を受けた方には、「災害障害見舞金」(生計維持者の方の場合最高額250万円、その他の方の場合最高額125万円)が支給されます。

●災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方へ
負傷等を受けた方は、災害援護資金(貸付限度額350万円、償還期間10年、年利3%)の貸付を受けることができます。(所得制限があります)

●なお、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、可能な限り早期申請に努めています。しばらくの前置条件処理に時間がかかります。最寄りの市(区)町村よりご案内しますので、皆様方のご理解をお願いします。

精神科救護所の開設について

被災者の皆さまのために、兵庫県神戸市六甲の次の保健所に「精神科救護所」を開設いたしました。専門の医師等が待機しております。お気軽にご相談ください。

- 中央保健所 電話078-232-4411
○長田保健所 電話078-579-2311
○御保保健所 電話078-871-5101
○東灘保健所 電話078-841-4131
○兵庫保健所 電話078-511-2111
○須磨保健所 電話078-731-4341
○西宮保健所 電話0798-26-3667
○芦屋保健所 電話0797-32-0708
○伊丹保健所 電話0727-83-1231
○津名保健所 電話0799-62-0181

カゼ、インフルエンザの予防について

○軽度の生活のときは、以下のようなことに心がけます。

- ①睡眠を十分に取る。②栄養と水分を摂る。③身体が冷えないようにする。④手を消毒にする。⑤うがいをする。⑥マスクをする。⑦部屋の空気を入れ換え、きれいにする。

○しかし、避難生活においては、以上のようなことが必ずしも可能ではありません。そこで、例えば茶室については、①レトルトや冷凍野菜、野菜・果物ジュースなどの利用を考慮したり、②風呂ができない所では、できるだけお湯を使ったシャワーを済ませるように心がけましょう。○また、たくさんの方が避難生活をしなければならぬ場所なので、できるだけ部屋の換気を心がけましょう。

下痢などの病気の予防について

○食事の前後、用便の後には、できるだけ消毒薬やウエットティッシュなどにより手を消毒するように心がけましょう。○飲み水には、十分注意しましょう。わき水やたけのこ湯は絶対に飲まないでください。○古い食料は、食べないでください。

ボランティア活動の派遣等の照会先について

社会福祉関係者「兵庫県南部地震」救援合同対策本部では、次の現地事務所で、被災者の方々のニーズを聞き、これに対応するボランティアの派遣や、炊き出し、物資の配布を行っています。

- 西宮市救護事務所(西宮市福祉会館)
芦屋市現地事務所(芦屋市社会福祉協議会ボランティアセンター)
加古川市現地事務所(加古川市社会福祉協議会)
※須磨区での救援活動
一宮町現地事務所(高齢者福祉センター)
・詳しいことは、下記までお問い合わせください。
○合同対策本部
大阪府中央区中津1-1-54
大阪府社会福祉協議会内
電話 06-762-8677
FAX 06-762-8470

都市ガスの二次災害防止について

都市ガスは、二次災害防止のため被災

地を中心として供給が停止されています。安全のために、次の点にご注意ください。

- ガス会社の社員が検査を行うまでは、ガス栓、器具栓、メーターガスを全部閉めてください。
●ガス会社の社員が検査を点検し、安全を確認するまでは、絶対にガスを使わないでください。

無料入湯券の配布等について

被災地近郊の兵庫県、大阪府、奈良県の一部旅館のご協力をいただき、これらの旅館で利用可能な共通無料入湯券の配布を行っています。

また、神戸市、西宮市及び芦屋市においては、当該旅館までの無料送迎バスの運行を行っています。

なお、詳しいことは下記連絡先にお問い合わせください。

- 連絡先
神戸市三田青年会事務所 3,000枚 電話0795-62-2667
西宮市役所 2,000枚 電話0798-35-3600
芦屋市役所 2,000枚 電話0797-38-2099
宝塚市役所 1,500枚 電話0797-71-1141
尼崎市役所 1,500枚 電話06-489-6031

火災の再発防止について

被災地における水道、都市ガスなどのライフラインの復旧にあたっては、各機関が全力で取り組んでいます。都市ガスについては、ガス漏れなどによる二次災害の防止に留意しながら、ガス事業者と協働して復旧作業を進めてまいります。

寒さも厳しい季節であり、暖をとったり、料理をするために、ストーブやコンロ、薪炭等を使うことも多いと思います。火を使っている間はその場を離れない、使い終わったら確実に消火するなど火の取扱については十分注意を払い、火災の発生を防ぐことが極めて大切です。火災には気をつけましょう。

暴力団の不当行為があれば相談を

旅館の無料入湯券を配布

相談等の窓口に関する情報

暴力団の不当な行為に関する相談の実施について

兵庫県南部地震を契機に、暴力団や暴力団が経営している企業等が、復興事業に絡んで違法な行為を行ったり、いろいろな名目で金品を要求したりするおそれがあります。

例えば、今後、暴力団が復興の動きに乗じて、

- 被災者支援の義援金に名を借りた募金や寄付金の要求
○倒壊したビルや家屋の解体、廃材処理の仲介やあっせんを要求
○建設工事の受注及び下請け参入の要求
○土地の不法占拠、乗っ取り、地上げ
○借地借家関係や土地の境界線をめぐる問題への介入

等の行為をすることが予想されます。

兵庫県警察、(県)暴力団退治兵庫県民センターでは、市民のための相談電話を

設けて、暴力団に関する困りごとの相談を受け付けています。

- 兵庫県警察本部暴力団対策課
電話 0120-20-8930
(フリーダイヤル・24時間受付)

- 尼崎中央警察署
電話 0120-22-8930
(フリーダイヤル・24時間受付)

- (県)暴力団退治兵庫県民センター
・神戸暴力相談所
電話 078-304-8990

- ・尼崎暴力相談所
電話 06-416-8930
午前10時～午後4時(土、日曜日、祝日を除く) 一警察庁

特設行政相談所の開設について

兵庫県行政監察事務所及び近畿管区行政監察局は、特設の行政相談所を開設し、被災者の方々からの行政に関する相談や問い合わせを受け付けています。

例えば、所得税の確定申告の時期であるかどうかによいのか、住宅資金貸付金返済の滞りについて教えてほしいといった相談や、損壊した家屋の補修費貸付、事業の再開のための資金貸付等についての窓口や手続き等に関する問い合わせを受け付けます。

- 相談・問い合わせは、
○兵庫県行政監察事務所
神戸地方合同庁舎2階(神戸市役所から南へ徒歩5分)
電話078-331-9096
321-1100(夜間は留守番電話)

- 近畿管区行政監察局
電話06-941-3431
942-1100(夜間は留守番電話)
一総務庁

生活相談窓口のお知らせ

経済企画庁と国民生活センターでは震災に関連した生活上の相談をフリーダイヤルで受け付けています(3月31日まで)。

- 生活相談110番
電話0120-072255
10時～18時(日曜日は除く)
http://www.bunkyo.go.jp

タクシー苦情一〇番を設置

○被災復興生活支援センター
電話0120-003993
10時～17時(土・日・祭日も受付)

物価ダイヤル、ファックスの活用について

経済企画庁では、消費者からの物価に関する苦情、問い合わせなどに適切に対応していくため、物価ダイヤル、物価ファックスを設置しています。

今回の地震の影響による物価の騰貴・価格変動などについて、消費者のみならず、事業者からの意見、お苦情等をお待ちしております。

○ 経済企画庁物価ダイヤル
電話03-3581-3909

○ 各都道府県物価ダイヤル
FAX03-3581-0517

○ 経済企画庁物価電子メール
物価情報をパソコンで受信の取次メールに付けています。

また、被災地及び周辺地域の要する自治体でも、消費者からの物価に関する苦情、問い合わせなどに適切に対応していくため、物価ダイヤルを設置しています。

○ 兵庫県物価ダイヤル
電話078-371-0033

○ 神戸市物価110番
電話078-331-2511

○ 大阪府物価110番
電話06-944-6644

○ 大阪府物価ダイヤル
電話06-208-7357

消費者情報窓口の設置について

食料品の安定供給や乗車値上げ防止などについて消費者の方から情報を寄せて頂くため下記に消費者相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。

近畿農政局・消費者行政課
電話075-414-9026

FAX 075-414-9030

神戸農林水産消費技術センター
電話078-325-5255

FAX 078-331-2746

神戸農林水産消費技術センター 大阪支所
電話06-942-4008

FAX 06-944-1060

兵庫県農務事務所
電話078-331-9941

FAX 078-331-5177

大阪食糧事務所
電話06-943-9691

FAX 06-943-9699

タクシー苦情110番の設置について

地震による混乱に乗じて、タクシー事業者のなかには、不当に高い運賃を請求する等の違法行為を行っているものがあるとの報道を受けて、下記のとおり近畿運輸局等に「苦情110番」が設置されています。

またのご利用ください。
近畿運輸局自動車部旅客第二課
電話06-949-6446

○(社)兵庫県タクシー協会
電話078-341-6036

○兵庫県個人タクシー団体協議会
電話078-651-2244

―運輸省―

賃金等労働条件の確保に向けての総合相談窓口の開設について

兵庫県及び大阪府の労働基準局及び労働基準監督署において、賃金等労働条件一般に関することから安全衛生、労務保険に関するところまで総合的に対応する「総合相談窓口」を開設しています。

○お問い合わせ先
兵庫労働基準局
電話 フリーダイヤル 0120-601700

又は 0120-674700

大阪労働基準局
電話 フリーダイヤル 0120-431110

もしくは最寄りの労働基準監督署にて相談ください。
―労働省―

被災労働者等に対する健康相談窓口の開設について

大阪産業保健推進センターにおいて、大阪府医師会と共同して、メンタルヘルスを含む健康問題について、電話等による相談窓口を開設し、被災者等に対する相談及び対応を行っています。

○お問い合わせ先
大阪産業保健推進センター
電話 フリーダイヤル 0120-899901

又は 0120-899802
―労働省―

その他のお知らせ

大阪入国管理局神戸支局及び神戸港出張所業務の一部再開について

外国人の方の入国在留手続に関する相談、再入国手続及び帰国後の入出港手続の業務を再開しました。

詳しくは、下記にお問い合わせください。
大阪入国管理局 電話06-941-0771
神戸港出張所 電話078-391-4747-8

TO FOREIGN NATIONALS

The Kobe District Immigration Office and the Kobe Port Branch Office have reopened for partial services as follows:

●Entry arrangements: Consultation only

●Residence procedures: Consultation only

●Re-entry arrangements: Full Services

●Shipping formalities: Full Services

The Immigration Service deeply regrets the continuing inconvenience for those with other requirements, and greatly appreciates your cooperation. For further information, please inquire at the following offices.

Osaka Regional Immigration Bureau
〒540 2-1-17 Tanimachi, Chuo-ku, Osaka
電話06-941-0771

Kobe Port Branch Office
〒650 Kaigandori, Chuo-ku, Kobe
電話078-391-4747-8
―法務省―

神戸通商事務所の業務再開について

近畿通産産業局神戸通商事務所における通産業務については、先の兵庫県南部地震の発生により一時休止にまでなりましたが、平成7年1月31日から、輸入手続き、契約担当、輸出手続き、貿易保険等の通産業務を再開しております。

なお、当分の間、神戸通商事務所において取扱う業務については、下記のようにも行えることといたします。

近畿通産産業局神戸通商事務所
電話 078-221-7901(4)

〒651 神戸市中央区浜辺通5-1-14
(神戸理工貿易センタービル6階)

近畿通産産業局
電話 06-941-9251(4)

〒540 大阪府中央区大手前1-5-44
(合同庁舎第 3号館)

・関税割当及び特恵関税割当に関する業務……通産課 (内線3104)

・輸入に関する業務
……貿易振興課 (内線3109)

・貿易関係貿易外取引に関する業務
……貿易振興課 (内線3109)

・繊維品の輸出に関する業務
……輸出第一課 (内線3112)

・繊維品以外の輸出に関する業務
……輸出第二課 (内線3122)

・貿易保険に関する業務
……貿易保険業務課(内線3138)

―通産産業省―

被災地域の交通運行状況のFAXサービスについて

神戸市を中心とした被災地における交通機関の運行状況について、1月26日(木)から当分の間、FAXを利用した情報提供を行っています。

なお、このFAXサービスは24時間利用することができます。

電話番号
06 455 6000、03 3940 6000

利用方法
上記の番号に電話をして、ガイダンスに従って、下記のボックス番号と送信先のFAX番号を入れると、それぞれの情報を入力することができます。なお、情報料金は、おかけになる通常の電話料金のみです。

ボックス番号
鉄道運行状況 100#

バスの運行状況 110#

旅客船の運行状況 120#

航空各社の臨時便の運航予定130#

―運輸省―

避難先をパソコンネットワークに掲載することについて

住居から避難されている方々の避難先情報をパソコンネットワークに掲載することができます。

パソコン通信はテレビと異なり情報が蓄積されるので、「あの人はどこに避難しているんだろう?」という疑問を解決してくれます。

パソコンをお持ちでない方でも、身近にパソコン通信利用者がおられたら、その方を通して知人の所在を知ることができます。

【所在情報掲載したいときは】
はがきに(1)氏名(ふりがな)、(2)年齢、(3)住所、(4)避難先、(5)記入年月日、(6)10字以内のコメントを記入して、〒105-30テレコムサービス協会、ボランティア係宛

までお寄せください。住所の記載は不要です。お送りいただいた情報は、協力をお願いしたパソコンネットワークに掲載されます。

○被災地から私郵局がきを無料で差し出すことができます。
―郵政省―

交通運行情報をFAXサービス

裁判所の事件処理について

兵庫県内の裁判所においては、現在、次のとおり事件処理を行っています。また、全国のどの裁判所においても、事件の中立方法等に関する相談を行っておりますので、お気軽に最寄りの裁判所にお尋ねください。

- 1 神戸地方裁判所本庁及び神戸簡易裁判所
(1) 民事、刑事事件とも関係者の出頭が可能であれば、ほぼ通常どおり処理できる態勢を取っています。
(2) 交通取り戻しの処理は、通常どおり行っています。
(3) 事件の受付及び保全事件、令状事件の処理も通常どおり行っています。
2 神戸家庭裁判所本庁
(1) 家事事件については、関係者の出頭が可能であれば、ほぼ通常どおり処理できる態勢を取っています。
(2) 少年事件のうち、保護措置が取られた事件など早急の処理を要するものについては、通常どおり処理できる態勢を取っています。一般の在宅事件等については、少年の生活環境を確認の上、順次処理する態勢を取っています。

- (3) 事件の受付は、通常どおり行っています。
3 支部及び神戸簡易裁判所以外の簡易裁判所
関係者の出頭が可能であれば、ほぼ通常どおり処理できる態勢を取っています。
4 今後とも、訴訟当事者及び弁護士等の甚大な被災、交通機関金絶による来庁の支障、医療、郵便事情等による関係書類送達遅延のため、期日、期尚を変更、延長すべき場合があると考えられますので、それらの事情を十分斟酌して、できる限り柔軟に対応していく予定です。
なお、具体的な事件については、事件が所属している裁判所に直接問い合わせてください。
(兵庫県内の裁判所の電話番号)
神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所
神戸家庭裁判所 078-341-7321
神戸地方裁判所伊丹支部、神戸家庭裁判所伊丹支部、伊丹簡易裁判所 078-521-5221
神戸地方裁判所尼崎支部、神戸家庭裁判所尼崎支部、尼崎簡易裁判所 0727-79-3071
06-438-3781

- 神戸地方裁判所明石支部、神戸家庭裁判所明石支部、明石簡易裁判所 078-912-3231
神戸地方裁判所柏原支部、神戸家庭裁判所柏原支部、柏原簡易裁判所 0795-72-0155
神戸地方裁判所姫路支部、神戸家庭裁判所姫路支部、姫路簡易裁判所 0792-23-2721
神戸地方裁判所社支部、神戸家庭裁判所社支部、社簡易裁判所 0795-42-0123
神戸地方裁判所龍野支部、神戸家庭裁判所龍野支部、龍野簡易裁判所 0791-63-3919
神戸地方裁判所豊岡支部、神戸家庭裁判所豊岡支部、豊岡簡易裁判所 0796-22-2304
神戸地方裁判所洲本支部、神戸家庭裁判所洲本支部、洲本簡易裁判所 0799-23-3024
西宮簡易裁判所 0798-35-9381
鎌山簡易裁判所 0795-52-2222
加古川簡易裁判所 0794-22-2650
浜坂簡易裁判所 07968-2-1169
一級簡易裁判所一

高校入試日程を一部変更

受験生、在学生に関する情報

国家公務員採用試験合格の問い合わせについて

気楽大学校学生採用試験(2月17日(金)発表)の合格者には合格通知書を郵送しますが、台番の確認については、発表日以降、人事院試験事務局(電話06-941-2121)まで問い合わせてください。 一人一課一

入学試験等の対応

1 高校入試の選抜日程について

兵庫県南部地震により、兵庫県内の高等学校の選抜日程が次のとおり一部変更になりました。

(公立高校)

【学力検査に関するもの】

願書受付 2月28日(火)～3月2日(木) 正午(夜間受付時制19時)

志願変更受付 3月3日(金)～3月5日(日)(全日16:30まで)

学力検査 3月16日(火)

集合時刻 9:20

検査開始時間 10:00～

○問い合わせ先

兵庫県教育委員会高校教育課

(兵庫県庁舎3号館9階)

電話078-341-7711(内線5742～3)

(私立高校)

入試日については、2/26を初日とする。

○問い合わせ先

兵庫県私立中学高等学校連合会

(兵庫県私学会館内)

電話078-331-6621

又は各学校へ

2 受験生の宿泊所のあっせんについて

(1) 被災した受験生のため、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、1月23日(月)～3月12日(日)の期間、宿泊料を無料とします。

利用を希望される方は直接国立オリンピック記念青少年総合センター

業務課までお申込みください。

〒151 東京都渋谷区代々木神園町3-1

電話03-3467-7201

(2) 財団法人内外学生センター大阪学生相談所では、被災した受験生に対し、受験期間、宿泊用の部屋を提供する施設や家庭のあっせんを行っています。

被災受験生は、気軽に相談してください。

大阪学生相談所

〒530 大阪市北区神山町1-31

電話06-361-2131 Fax 06 361 9199

3 授業料等の減免、奨学金の緊急貸与について

(1) 国立学校の授業料・入学金の減免

国立学校では、新入学生及び在学生について、災害により授業料あるいは入学金の納付が困難であると認定される場合には、それぞれを免除する制度があります。

同様に検定料についても納付を猶予する制度があります。

詳しくは、計願を希望される各国立学校にお尋ねください。

また、私立学校においても、同様に新入学生及び在学生について、授業料等の免除あるいは減額を行っている学校もありますので、当該私立学校へお尋ねください。

(2) 日本育英会の奨学金等

①奨学金の申請

日本育英会では、今回の兵庫県南部地震により、緊急に奨学金が必要となった学生・生徒に対し、奨学金の申請を受け付けています。

奨学金の貸与を希望される方は、在学されている高等学校、大学等に

お尋ねください。

(参考) 貸与月額

高等学校 13,000円

国立(自宅) 13,000円

私立(自宅) 25,000円

大学

国公立(自宅外) 41,000円

私立(自宅外) 54,000円

②奨学金の返還猶予

日本育英会では、今回の兵庫県南部地震により、奨学金の返還が困難となった者に対し、返還を猶予することとしています。

奨学金返還の猶予を希望される方は「返還猶予願」を提出することとなりますが、詳しくは日本育英会大阪支所にお尋ねください。

照会先:日本育英会大阪支所

電話06-762-5875

4 受験生のための学習場所の開放について

国立大学や兵庫県教育委員会では、今回の地震の被災者のうち、大学等の受験を控えている受験生に対して学習場所を開放します。

なお、開放・開始日や手続き等、この詳細については、次の各学校に直接お尋ねください。

開放する学習場所(当面15カ所)

大学名 連絡先(直通電話)

京都大学 総合人間学部開発係

075-753-6525

京都教育大学 附属図書館総務係

075-641-9281(内線652)

京都工芸繊維大学 学生部学生課総務係

075-724-7123

大阪大学 学生部学生課学生係

06-879-7081

大阪外国語大学 学生部教務課教務係

0727-28-4512

大阪教育大学 附属図書館情報サービス係

0729-76-3211(内線3013)

兵庫県教育大学 教務部学生課総務係

0795-44-2050

神戸大学 学生部学生課

078-803-0104

奈良教育大学 学生部学生課学生係

0742-27-9130

奈良女子大学 附属図書館総務係

0742-20-3249

奈良工業高等専門学校 庶務課庶務係

07435-5-6013

〈次ページへつづく〉

受験生には学習場所開放

中小企業の総合相談所を開設

高等学校名	連絡先
兵庫県立鈴蘭台高等学校	078-593-2424
兵庫県立豊岡高等学校	078-707-6565
兵庫県立尾崎小田高等学校	06-488-5335
兵庫県立鳴尾高等学校	0798-47-1824

日本語学校に通う被災外国人留学生に対する援助について

日本語教育振興協会では、今回の地震で、下宿・アパートが被災、または被災により居住場所を失い、生活・住居に困っている被災留学生（日本語教育振興協会が認定している日本語教育施設の在籍者）に一時的として5万円を支給します。

問い合わせ先：財団法人日本語教育振興協会 電話：03-5386-0080 文部省学術国際局教育文化交流室 電話：03-3681-4211 内線 2606、2611

Emergency Financial Assistance for Foreign pre-students who have lost their accommodation by this earthquake MONBUSHO

Association for the Promotion of Japanese Language Education has

prepared emergency financial assistance to help foreign pre-students (apply to Member institutes of Association for the Promotion of Japanese Language Education) who have lost their accommodations by the earthquake in the southern area of Hyogo prefecture.

The pre-students can receive 50,000yen per person by applying to their Japanese language school that they belong to.

Association for the Promotion of Japanese Language Education 電話：03-5386-0080

Educational and Cultural Exchange office. 電話：03-3581-4211 ex2606, 2611

管理栄養士の国家試験について

平成7年5月21日（日曜日）に実施される管理栄養士国家試験の試験地のうち「兵庫県」が大阪府に変更になります。願書提出（受付期間 平成7年4月1日から8日）消印有効の際にはご注意ください。問い合わせ先は、厚生省保健医療局健康増進栄養課管理系（電話03-3503-1711内線2322）

雇用促進事業団立の職業能力開発施設の受験生及び在校生に対する支援について

本人または保護者などが地震により被災した職業能力開発大学院、職業能力開発短期大学校等の学生等について、次の措置が講じられる

- 被災した受験生に対して、施設ごとの出願時期にかかわらず、試験当日まで願書の受付を行い、受験を認める（なお、この取扱いを希望する受験生は、受験を希望する施設に対して、試験前日までに連絡をいただく取扱いとしたり）。
- 被災した受験生に対して、受験手数料を免除する。
- 被災した平成7年度新入生及び在校生について、授業料、実習負担金及び寄宿舎使用料を免除する。
- 被災した平成7年度新入生及び在校生について、所得額にかかわらず技能者育成資金を貸与するとともに、卒業生については資金の返還を猶予する。

問い合わせ先 雇用促進事業団職業能力開発本部 電話 03-3222-8130 職業能力開発大学院 電話 0427-63-9005 その他不明な点がございましたら、最寄りの雇用促進事業団の関係施設までお問い合わせ下さい。

事業所・事業主に関する情報

通商関係手続に関する震災関連相談窓口の設置について

被災地貿易業者等からの各種通商関係手続等についてのご相談に応じるため、近畿通産局及び通産省本館の各担当課に震災関連相談窓口を設置しております。被災地貿易業者等による通商関係手続については、必要に応じて強力的な運用を行っておりますので窓口にご相談ください。（電話によるご相談も受け付けております）。

- 【窓口設置場所】 近畿通商産業局通産部各担当課 〒540 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 電話06-941-9251（代） 通産省通産政策局通産部総務課及び貿易局各担当課 〒100 東京都千代田区麹町1-3-1 電話03-3501-1511（代）

中小企業総合相談所の開設について

被害を受けた中小企業者の事業再開等を支援するため、政府系金融機関による低利融資の奨励等さまざまな措置を取りますので国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等各機関の窓口にご相談ください。また、この度、こうした措置が有効に活用されるよう各種相談に総合かつ機動的に対応するため、通産省中小企業庁、兵庫県、神戸市等市町村、政府系中小企業金融3機関、商工金融所等関係団体が一体となって、「兵庫県南部地震中小企業総合相談所」を下記のとおり開設いたしましたのでご利用ください。

- 神戸地域：神戸市産業振興センター（神戸市中央区東川筋1-8-4 電話078-360-3211）
- 阪神地域：西宮商工会事務所（西宮市福原町2-20 電話0798-33-1131）
- 淡路地域：鎌名町商工会館（鎌名町志筑新島5-2 電話0799-62-0243）

当面の緊急雇用対策について

- 事業所の被災に伴う事業所の休業または休止により就業することができず資金が受けられない状態にある被保険者に対して失業給付を特例的に支給します。
 - 指定地域内の事業主が被保険者を休業等させる場合に、雇用調整助成金を特例的に支給します。
 - 関係公共職業安定所に特別相談窓口を設置し、被災事業主及び求職者に対するきめ細かな相談援助を実施します。
- （お問い合わせ先）
①については兵庫県雇用保険課（電話078-362-3386）
②については兵庫県職業安定課（電話078-362-3379）
③については最寄りの公共職業安定所でも受付しています。

被災地域の事業主が実施する職業訓練への支援について

被災地域（兵庫県神戸市、明石市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川辺市、三木市、三田市、美郷郡吉川町、川辺郡猪名川町、洲本市、摩名郡、三原郡及び大阪府豊中市）の事業主が、在職労働者に雇用促進事業団

立の職業能力開発施設の受給する職業訓練を受講させる場合、その費用を無料とします。

- （問い合わせ先） 兵庫職業能力開発促進センター（兵庫県南海市）電話 06-431-7276 加古川職業能力開発促進センター（兵庫県加古川市）電話 0794-31-2516 姫路地域職業訓練センター（兵庫県姫路市）電話 0792-95-9288 西宮地域職業訓練センター（兵庫県西宮市）電話 07952-9-4326

兵庫県における応急仮設住宅の発注戸数

所在地	戸数
神戸市	14,619
姫路市	1,100
西宮市	3,657
芦屋市	2,112
伊丹市	380
宝塚市	1,358
川辺市	620
明石市	595
洲本市	847
加古川市	14
三木市	230
三田市	110
川辺市	600
三原市	370
美郷市	60
三原市	216
西宮市	4
加古川市	2
加古川市	1,291
三木市	280
三木市	99
三木市	385
三木市	32
三木市	28
三木市	48
その他	1,070
合計	30,047

注）その他の1,070戸については、県外の市に建設。

事業主が実施する職業訓練を支援

今すぐ役立つ電話番号一覧

行政

【消防庁】
兵庫県(神戸市中央区下山手通5-10) 078-341-7711
大阪府(大阪市中央区大手前2-1) 06-741-0351

生活

兵庫県健康増進課(生活・医療相談など)
神戸市南區、新和公園 061-62-9805
同市東區、野宮公園 061-62-9804

外国人

外国人入国入居等相談窓口 06-383-3511
外国人労働者センター 078-371-4515
日本語学習センター「外国人労働者センター」 06-841-4795

法律・経済

無料法律相談
神戸市東区南谷町1-10-1 078-232-2200
神戸市東区南谷町1-10-1 078-232-2200

電話

NTTお客様センター 0120-918000
神戸市消防局 078-351-1000

電気・ガス

神戸市電力供給所 078-341-8112
神戸市ガス供給所 078-341-8112

労働

神戸労働センター 078-330-1070
神戸労働センター 078-330-1070

医療

救急医療センター 078-341-8112
救急医療センター 078-341-8112

入試

大学入試センター 03-3425-8800
大学入試センター 03-3425-8800

住宅

兵庫県住宅政策推進センター 06-945-9833
兵庫県住宅政策推進センター 06-945-9833

心の相談

厚生労働省精神科医療政策推進センター
兵庫県立女性センター

福祉

在宅介護の必要を高齢者・障害者の一助し入れ、
兵庫県福祉センター 078-341-7711

ボランティア

兵庫県ボランティアセンター
神戸市ボランティアセンター

ペット

神戸市獣医師会 078-341-8112
神戸市獣医師会 078-341-8112

安否

兵庫県警行方不明者捜索課
電話で捜索する神戸市 FAX 078-362-0310

おことわり
電話番号が変わったり、活動が停止することがあります。

編集を終えて

1995. 1. 17、5:46、我が国において初めて人口の集中する近代都市に、活断層における直下型大地震が発生した。兵庫県南部地震と命名された。

その震度は、観測史上において初の震度7を記録、20秒足らずの揺れは、6千人もの尊い命を奪い、都市機能を破壊し、近代都市を炎上させパニックを惹き起こした。

都市の動脈である道路網はいたるところで切断、通信手段も寸断され、人、物の移動は拒絶され、人々は早朝の闇に為す術なく釘付けとなった。

“覚めぬ悪夢”から既に二年の時が流れ、被災地は崩壊建物の後片づけを終えたものの、街並みの再建は遅々として進まず、歯抜け状態に虚空が存在する。今なお仮設住宅に10万余の人が住む。神戸市は復興には10年かかるというが、そうかもしれないと思う状況にあることは確かである。一方、平成8年9月4日には、本会も参加している専門家によるボランティア団体「阪神・淡路まちづくり支援機構」が発足し、住民支援に乗り出した。明るい芽も吹いてきている。

税理士事務所も例外なく被災に見舞われたが、直後の混乱から、やがて事務所の再開をし、自らの復興と被災者への支援活動に邁進する中、今日に至っている。

業務上の震災後遺症は、平成8年3月の確定申告期で山場を越え、5月提出法人の事務を完了した時点で、かなり治癒されてきたように思われる。しかし、被災による家族の傷病・多大の復旧費の支出、クライアントの大打撃、被災地を襲う震災不況の影響で、いまだ震災は終わっていないと言えよう。

この間、被災地には全国から心暖まる支援が続き、税理士会においても各地より心の籠もった多くの義援金が寄せられた。飽食の時代に渴望を知り、都会砂漠に人情を味わった。

私たちにとって、この震災は極めて不幸なことであったが、それ故に後世に貴重な教訓を含んでいるものと考え、この未曾有の震災経験を記録に残すことに価値を見出し、また、これを支援いただいた各地の方々に伝えたいと考えた次第である。

体験の肉声を記述することを主眼としたため、被災の全体像を客観的、体系的に表現する上では不十分ではある。しかしながら、被災地においては、体験こそすべてである。体験こそが次なるものへの最前の備えであるとの認識に立って、これを素直な気持ちで表現したものである。

すでに類書は各団体、各業界から続々と出版されているが、税理士界の記録は私たちが残すほかはない。

税理士はこの被災で何を体験し、何を感じたのか。被災地の納税者にどのようにかわることができたのか。

被災地では当初自治体のクライシス・マネージメントの稚拙さ、政府の対応の遅れに非難が集中したが、被災地においては、すべての人々が、全力でこの難局に立ち向かったのは間違いのない事実である。官も民も、個人も団体も、必死の努力を傾注してきたが、今なお不満と解決が残されているのである。この生の現状を表したい。

このような趣旨から、当特別委員会内に編集担当部門を編成し、また被災地から専門委員の方を指名し協力を得、主として被災地の税理士諸先生を中心に作業を進めた。

作業は全体を3班に分け、第一班にはく生

活>、第二班には<税理士業務>、そして第三班には<税理士会>に関する部分を主に担当いただいた。

当初、危機管理マニュアル作りとして企画された部分については、その骨子を掲げるに留まったが、今後、より客観的に熟慮された立場から、さらにより良きものに煮詰めていただくことを念願するものである。

編集に携わった会員諸兄姉には、自らの復興と地元、関与先納税者の支援という困難の中で、ご苦勞をお掛けしたことに、心より敬意を表し、感謝申し上げたい。

中事務局長、中田課長を始めとする当特別委員会担当の事務局員の諸君には、事務局移転の多忙期に重なったにもかかわらず、精力的に取り組んでいただいたことに謝意を表しておきたい。

また、本書の出版を引受けていただいた菱三印刷株式会社、とりわけ近藤明雄副社長と大西薫課長には、ご無理な願いをしたにも関わらず、誠心誠意おつき合いいただき、無事発刊に至ったことに心より謝意を表する次第である。

表題の“震災・その^{わだち}轍”、それは被災地の人々のこれまでの、そしてこれからの心の軌跡でもあります。本書を読まれた方が、なにか一つ震災の心得を感受いただけたとすれば、編集に携わった者として望外の喜びである。

最後に、この大震災で亡くなられた多くの方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様の復興の一日も早からんことを祈念いたします。そして、被災地の復興に、微力ながら今後とも参加していきたいと考えています。

1997. 1. 17



阪神・淡路大震災対策特別委員会
副委員長 境 一 燦

編集責任者	境	一	燦
第一班 班 長	小 川	典 彦	
副班長	吉 田	哲 哉	
班 員	中 尾	健	
同	伊 原	百合枝	
同	安 部	政 慶	
第二班 班 長	佐 藤	庸 安	
副班長	由 岐	透 進	
班 員	池 田	進 生	
同	徳 山	金 彦	
同	山 田	和 治	
第三班 班 長	佐 茂	慶 治	
副班長	西 田	隆 郎	
班 員	中	英 明	
同	中 田	正	



協賛団体・企業ご芳名

日本税理士会連合会

会長 平田 公敏

〒105 東京都港区芝公園1-8-12
芝公園高橋ビル3階
TEL 03-5403-0911 FAX 03-5403-0901

東京税理士会

会長 平山 玲是

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
税理士会館
TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

東京地方税理士会

会長 藤村 茂

〒220 横浜市西区花咲町4-106
TEL 045-243-0511 FAX 045-243-0518

関東信越税理士会

会長 中村 一次

〒330 大宮市浅間町2-7
TEL 048-643-1661 FAX 048-643-1475

北海道税理士会

会長 長縄 信雄

〒064 札幌市中央区北3条西20-2-28
TEL 011-621-7101 FAX 011-642-0476

東北税理士会

会長 今野 和郎

〒980 仙台市青葉区上杉2-2-40
TEL 022-222-0503 FAX 022-223-6731

名古屋税理士会

会長 大西 孝之

〒464 名古屋市千種区覚王山通8-14
税理士ビル4階
TEL 052-752-7711 FAX 052-752-5055

東海税理士会

会長 稲葉甲子雄

〒450 名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階
TEL 052-581-7508 FAX 052-561-2866

北陸税理士会

会長 野村 一榮

〒920 金沢市北安江3-4-6
TEL 0762-23-1841 FAX 0762-23-1873

中国税理士会

会長 篠原喜八郎

〒730 広島市中区袋町4-15
TEL 082-246-0088 FAX 082-245-8377

協賛団体・企業ご芳名

四国税理士会連合

会長 安藤 福夫

〒760 高松市番町2-7-12

TEL 0878-23-2515 FAX 0878-23-2080

九州北部税理士会

会長 久原 久

〒812 福岡市博多区博多駅南1-13-21

TEL 092-473-8761 FAX 092-481-3878

南九州税理士会

会長 末崎 将弘

〒862 熊本市大江5-17-5

TEL 096-372-1151 FAX 096-362-7305

沖縄税理士会

会長 兼城 賢真

〒900 那覇市前島2-21-13

TEL 098-862-5542 FAX 098-861-0291

 **全国税理士共栄会**

会長 宮田 泰

〒150 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー25階

TEL 03-3340-6991 FAX 03-3340-6997

日本税理士共済会

理事長 鈴木 周三

〒101 東京都千代田区神田須田町2-6
坂下ビル

TEL 03-3252-7321 FAX 03-3252-7323

日本税理士厚生年金基金

理事長 平田 公敏

〒141 東京都品川区五反田2-8-3
五反田長瀬ビル5階

TEL 03-5421-0781 FAX 03-5421-0785

日本税理士国民年金基金

理事長 平田 公敏

〒105 東京都港区芝2-15-15
グッドワンビル3階

TEL 03-3452-1195 FAX 03-3452-1543

税理士事務所職員退職年金共済会

理事長 平田 公敏

〒330 大宮市浅間町2-7

TEL 048-645-8720 FAX 048-645-9261

(財)日本税務研究センター

理事長 平田 公敏

〒108 東京都港区芝浦3-15-9
島倉恒産ビル2階

TEL 03-3453-7211 FAX 03-3453-8217

(有)ジェフター

〒105 東京都港区芝公園1-8-12
芝公園高橋ビル7階
TEL 03-5403-0908 FAX 03-5232-6932

近畿税理士国民健康保険組合

理事長 村田 逸男
〒540 大阪府中央区天満橋京町3-8
MA天満橋ビル3階
TEL 06-941-3243 FAX 06-944-1790

近畿税理士協同組合連合会

理事長 春好 幸雄
〒540 大阪府中央区北浜東2-16
日刊工業新聞社大阪支社ビル7階
TEL 06-941-6888 FAX 06-947-2800

大阪・奈良税理士協同組合

理事長 春好 幸雄
〒540 大阪府中央区北浜東2-16
日刊工業新聞社大阪支社ビル7階
TEL 06-941-6888 FAX 06-947-2800

京都税理士協同組合

理事長 清水 久雄
〒604 京都市中京区御前通高辻角
京都税理士会館内
TEL 075-312-8455 FAX 075-314-4820

神戸税理士協同組合

理事長 清水 明
〒650 神戸府中央区中山手通3-12-6
神税ビル内
TEL 078-231-6064 FAX 078-241-6341

兵庫県西税理士協同組合

理事長 坂本 稔男
〒670 姫路市北条字宮西373-4
税務会館2階
TEL 0792-88-3380 FAX 0792-85-3209

和歌山県税理士協同組合

理事長 小谷 匡
〒640 和歌山市湊通丁北1-1-3
TEL 0734-26-3600 FAX 0734-24-1474

滋賀県税理士協同組合

理事長 野坂 昌春
〒520 大津市中央4-8-19
TEL 0775-24-3082 FAX 0775-23-5720

西宮税理士協同組合

理事長 谷口 清
〒662 西宮市与古道町2-34
TEL 0798-23-4488 FAX 0798-36-8532

協賛団体・企業ご芳名

尼崎税理士協同組合

理事長 高岡 章

〒660 尼崎市昭和通2-6-68
 尼崎市中小企業センター内
 TEL 06-482-6081 FAX 06-482-9495

伊丹税理士協同組合

理事長 三木 文雄

〒664 伊丹市千僧2-167
 TEL 0727-77-5200 FAX 0727-77-6968

西淀川税理士協同組合

理事長 岡本 永康

〒555 大阪市西淀川区柏里2-8-4
 TEL 06-471-1245 FAX 06-473-7109

淡路税理士協同組合

理事長 濱野 寛

〒656 兵庫県洲本市本町7-4-16
 TEL 0799-22-0526 FAX 0799-22-6981

柏原税理士協同組合

理事長 小山 一康

〒669-36 兵庫県氷上郡氷上町成松261
 TEL 0795-82-1265 FAX 0795-82-4539

DAIDO 大同生命保険相互会社

代表取締役社長 平野 和男

本社(大阪) 〒550 大阪市西区江戸堀1-2-1
 TEL 06-447 6111
 (東京) 〒103 東京都中央区日本橋2-7-4
 TEL 03-3281-0111

東京海上火災保険株式会社

梅田東支社

〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12
 東京海上ビル
 TEL 06-203-2119 FAX 06-201-1586

 **同和火災海上保険株式会社**

〒530 大阪市北区西天満4-15-10
 TEL 06-363-7551 FAX 06-363-7559

 **株式会社 エッ gamm**

〒540 大阪市中央区天満橋京町3-8
 MA天満橋ビル5階
 TEL 06-942-4028 FAX 06-920-2124

(株)日本経営通信社

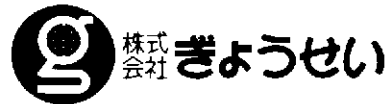
〒540 大阪市中央区島町1-2-3
 三和ビル
 TEL 06-941-7227 FAX 06-941-0515

協賛団体・企業ご芳名



〒530 大阪市北区南森町 1-4-19

TEL 06-363-1951 FAX 06-363-1952



〒530 大阪市北区天満橋 2-7-17

TEL 06-352-2271 FAX 06-355-2860



〒564 吹田市南金田 2-20-9

TEL 06-385-7565 FAX 06-387-1942

税務研究会

〒540 大阪市中央区大手前 1-7-31

OMMビル

TEL 06-943-2251 FAX 06-943-2253



〒530 大阪市北区南森町 7-20

TEL 06-361-2597 FAX 06-361-2797

(株)コントロール

〒542 大阪市中央区上汐 1-3-10

森脇 2ビル

TEL 06-761-4426 FAX 06-761-4425

わだち
震災・その轍 —被災地からの報告—

発行日：平成9年1月17日

発行者：近畿税理士会

〒540 大阪市中央区北浜東2-16

日刊工業新聞社大阪支社ビル7階

TEL(06)941-6886

編集者：近畿税理士会

阪神・淡路大震災対策特別委員会

印刷：菱三印刷株式会社

(非売品)